

神奈川県石油コンビナート等防災計画

令和7年4月

神奈川県石油コンビナート等防災本部

目 次

第 1 編 総則	1
第 1 章 計画の目的	1
第 2 章 計画の構成及び性格	2
第 3 章 特定事業所の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱及び その他の事業所等の協力	3
第 1 節 特定事業所の実施責任	3
第 2 節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 節 その他の事業所等の協力	3
第 4 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 1 節 防災関係機関の実施責任	4
第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 5 章 特別防災区域の現況	9
第 1 節 特別防災区域の範囲	9
第 2 節 特別防災区域の特質	10
第 3 節 社会構造	10
第 4 節 特定事業所の現況	11
第 2 編 防災組織	17
第 1 章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部	17
第 2 章 特定事業所の防災組織	20
第 3 章 自主防災組織	22
第 3 編 災害想定	23
第 1 章 防災アセスメント調査の実施	23
第 1 節 調査内容	23
第 2 節 調査結果	29
第 3 節 防災対策の考え方	33
第 2 章 放射性物質等の災害	34
第 4 編 災害予防計画	35
第 1 章 特定事業所における予防対策	35
第 1 節 保安管理の徹底	35
第 2 節 相互連携体制の整備	39
第 3 節 消防力の整備強化	40
第 4 節 防災教育、防災訓練の実施	41
第 5 節 啓発活動	42
第 2 章 関係行政機関等における予防対策	43
第 1 節 特定事業所等に対する指導監督	43
第 2 節 石油コンビナート等防災施設等の整備	43
第 3 節 海上流出油防災体制の整備	44
第 4 節 防災訓練の実施	45
第 5 節 啓発活動	46
第 6 節 米海軍鶴見貯油施設との連絡体制	46
第 7 節 航空機事故による災害の防止	46

第8節 原子力災害に対する防災体制の整備	47
第3章 公共施設等の安全対策の推進	48
第4章 避難計画の策定	49
第5章 情報連絡体制の整備	50
第1節 連絡体制の確立	50
第2節 防災通信網の整備	50
第6章 防災に関する調査研究	52
第5編 災害応急対策計画	53
第1章 応急活動体制	53
第1節 石油コンビナート等防災本部	53
第2節 石油コンビナート等現地防災本部	54
第2章 災害情報の収集、伝達	56
第1節 地震情報等の受理伝達	56
第2節 災害情報の連絡及び報告	56
第3節 防災本部への災害・応急措置の報告	57
第4節 大規模地震発生時の施設被害状況の報告	57
第3章 通信の確保	61
第1節 通信手段の確保	61
第2節 県石油コンビナート等防災相互無線等の運用	62
第3節 県防災行政通信網の運用	62
第4章 災害の防ぎょ活動	63
第1節 特定事業所等における防ぎょ活動	63
第2節 消防機関等における防ぎょ活動	64
第3節 第三管区海上保安本部における防ぎょ活動	65
第4節 京浜臨海地区海域における排出油防除活動	67
第5章 災害広報	68
第1節 県及び関係市等の防災関係機関の広報	68
第2節 上記以外の防災関係機関の広報	69
第3節 特定事業所の広報	69
第6章 避難対策	70
第1節 避難の指示	70
第2節 関係市の避難対策	71
第3節 第三管区海上保安本部の避難対策	73
第4節 特定事業所等の避難対策	73
第7章 緊急輸送対策	75
第1節 緊急輸送路等の確保	75
第2節 緊急輸送	78
第8章 警備・救助対策	81
第1節 陸上における警備・救助対策	81
第2節 海上における警備・救助対策	82
第9章 医療救護対策	84
第10章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動	88
第11章 応援要請	89
第1節 自衛隊に対する災害派遣要請	89
第2節 その他の機関に対する応援要請	91

第12章	災害救助法の適用	93
第13章	生活関連施設の応急復旧活動	94
第14章	原子力災害応急・復旧対策	95
第6編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	96
第1章	総則	96
第1節	趣旨	96
第2節	南海トラフ地震の警戒体制とその実施	96
第2章	予防対策計画	99
第1節	特定事業所等	99
第2節	防災関係機関	100
第3章	地震防災応急対策	101
第1節	石油コンビナート等防災本部の活動体制	101
第2節	南海トラフ地震臨時情報の受伝達及び広報	101
第3節	特定事業所の地震防災対応	101
第4節	関係機関が行う防災対応	102

神奈川県石油コンビナート等防災計画の体系

神奈川県石油コンビナート等防災計画

第1編 総 則	第1章 計画の目的
	第2章 計画の構成及び性格
	第3章 特定事業所の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱及びその他の事業所等の協力
	第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱
	第5章 特別防災区域の現況
第2編 防 災 組 織	第1章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部
	第2章 特定事業所の防災組織
	第3章 自主防災組織
第3編 災 害 想 定	第1章 防災アセスメント調査の実施
	第2章 放射性物質等の災害
第4編 災 害 予 防 計 画	第1章 特定事業所における予防対策
	第2章 関係行政機関等における予防対策
	第3章 公共施設等の安全対策の推進
	第4章 避難計画の策定
	第5章 情報連絡体制の整備
	第6章 防災に関する調査研究
第5編 災害応急対策計画	第1章 応急活動体制
	第2章 災害情報の収集、伝達
	第3章 通信の確保
	第4章 災害の防ぎょ活動
	第5章 災害広報
	第6章 避難対策
	第7章 緊急輸送対策
	第8章 警備・救助対策
	第9章 医療救護対策
	第10章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動
	第11章 応援要請
	第12章 災害救助法の適用
	第13章 生活関連施設の応急復旧対策
	第14章 原子力災害応急・復旧活動
第6編 南海トラフ地震臨時 情報発表時の対応	第1章 総則
	第2章 予防対策計画
	第3章 地震防災応急対策

用 語 の 意 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 石 災 法…………… 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）をいう。
- 2 水素等供給等促進法…………… 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 37 号）をいう。
- 3 特 別 防 災 区 域…………… 石災法第 2 条第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 4 特 定 事 業 所…………… 石災法第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第一種事業所及び第二種事業所をいう。
- 5 特 定 事 業 所 等…………… 特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。
- 6 災 害…………… 特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 7 防 災 本 部…………… 石災法第 27 条第 1 項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 8 現 地 本 部…………… 石災法第 29 条第 1 項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 9 関 係 市…………… 特別防災区域の所在する横浜市及び川崎市をいう。
- 10 特定地方行政機関…………… 関東管区警察局、神奈川労働局、関東東北産業保安監督部、関東地方整備局、第三管区海上保安本部をいう。
- 11 関 係 行 政 機 関…………… 県、関係市及び特定地方行政機関をいう。
- 12 関 係 公 共 機 関…………… 日本赤十字社神奈川県支部、独立行政法人国立病院機構、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、社団法人公益神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)神奈川新聞社、東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)N T T ドコモ神奈川支店、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、京浜急行電鉄(株)、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）、首都高速道路(株)、K D D I (株)南関東総支社、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)をいう。
- 13 防 災 関 係 機 関…………… 県、関係市、特定地方行政機関、関係公共機関及び自衛隊をいう。

第1編 総 則

第1章 計画の目的

神奈川県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に指定された京浜臨海地区及び根岸臨海地区に係る災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的な防災対策の推進を図り、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2章 計画の構成及び性格

- この計画は、神奈川県石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）が定めたものであり、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止並びに武力攻撃若しくは緊急対処事態に伴って発生した災害への対処に関し、県、関係市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業所が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画である。
- この計画は、災害対策基本法に基づく神奈川県地域防災計画とともに本県の防災対策の根幹をなすものである。
- この計画は、神奈川県地域防災計画及び関係市の地域防災計画と調整が図られており、特別防災区域に係る防災対策について、この計画に定めのない事項は災害対策基本法第10条及び石災法第32条の規定により、災害の状況に応じ神奈川県地域防災計画及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な対策を実施する。

資料 12-1 神奈川県石油コンビナート等防災計画策定・修正の経緯

第3章 特定事業所の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 及びその他の事業所等の協力

第1節 特定事業所の実施責任

特定事業所は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから、特定事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織の整備を行い、保安管理体制を強化するとともに、他の特定事業所と相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。

第2節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 関係法令及び行政指導基準等に基づく関係施設等の安全管理の徹底
- 2 自衛防災組織の設置・整備
- 3 特定防災施設等、防災資機材等の充実強化
- 4 防災教育及び防災訓練の励行
- 5 災害時における防ぎよ活動の実施
- 6 特別防災区域協議会の整備
- 7 相互応援体制の確立
- 8 共同防災組織の設置・整備
- 9 広域共同防災組織の設置・整備

第3節 その他の事業所等の協力

1 その他の事業所

特別防災区域に所在する特定事業所以外の事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて関係施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化に努める。また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所等の行う防災活動に、積極的に協力する。

2 住民の協力

特別防災区域内及び同隣接地域の住民は、事故等を発見した場合、自らの生命、身体及び財産を守ることを最優先に、可能な限り防災関係機関への通報など防災活動への協力に努める。

第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

1 県

県は、関係市を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及びこの計画に基づいて、防災活動を実施し、関係市等の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域に係る防災体制の整備強化を図る。

2 県警察

県警察は、関係機関との連携の下に平素から特別防災区域に係る災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等を実施する。

3 関係市

関係市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

4 関係市消防機関

消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設、高圧ガス関係施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、高圧ガス保安法、水素等供給等促進法及び石災法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。

5 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び関係市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6 関係公共機関

関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県、関係市等の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 石油コンビナート等防災本部の運営
- (2) 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備
- (3) 関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 特定事業所に対する立入検査及び防災活動についての必要な助言・指導
- (6) 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督

- (7) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (8) 防災に関する調査、研究及び教育
- (9) 初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成
- (10) 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (12) 緊急輸送手段の確保
- (13) 保健衛生
- (14) 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (15) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (16) 緊急消防援助隊の派遣要請
- (17) 広域緊急援助隊の派遣要請
- (18) 関係市に対する災害防ぎょに関する指示
- (19) 自衛隊の派遣要請
- (20) 被災施設の復旧
- (21) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

2 県警察

- (1) 危険物等関係施設の実態把握
- (2) 関係機関との相互連携と連絡体制の整備
- (3) 危険物等災害装備資機材の整備
- (4) 関係法令に定める権限の行使
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 災害に関する情報の収集
- (7) 救出救助活動
- (8) 避難誘導その他の避難対策
- (9) 立入禁止区域の設定
- (10) 交通規制等交通対策
- (11) 危険物等の防除活動
- (12) その他社会的秩序の維持

3 関係市

- (1) 防災に必要な物資、資機材等の備蓄及び整備
- (2) 防災に関する調査、研究及び教育
- (3) 現地本部の運営
- (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 避難の指示及び誘導その他の避難対策
- (6) 保健衛生
- (7) 被災施設の復旧
- (8) 毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督
- (9) その他の災害応急対策
- (10) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

4 関係市消防機関

- (1) 防災訓練の実施及び指導
- (2) 特定事業所に対する立入検査

- (3) 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備及び育成指導
- (4) 危険物施設及び高圧ガス関係施設（水素等供給等促進法に係るものを含む。）の保安管理の指導、監督
- (5) 特定防災施設、防災資機材等の整備強化に関する指導及び監督
- (6) 防災に必要な物資、資機材等の備蓄及び整備
- (7) 防災に関する調査、研究及び教育
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 消防活動、その他応急措置
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (12) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

5 特定地方行政機関等

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動の指導調整
 - イ 管区内各警察の相互援助の調整
 - ウ 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
 - エ 警察通信の確保及び通信統制
 - オ 津波警報の伝達
- (2) 神奈川労働局
 - ア 労働災害防止に関する指導及び監督
 - イ 労働安全教育の指導及び援助
 - ウ 特定事業所に対する立入検査
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - オ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (3) 関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局
 - ア 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - イ 特定事業所に対する立入検査
 - ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査
 - エ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保
 - オ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - カ 特定事業所に対する防災のための必要な資金の確保
 - キ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ク 被災中小企業の振興
- (4) 関東地方整備局
 - ア 防災上必要な教育及び訓練の実施
 - イ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
 - ウ 災害に関する情報の収集及び広報
 - エ 災害時における交通確保
 - オ 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
 - カ 災害復旧工事の施工
 - キ 再度災害防止工事の施工
 - ク 港湾施設、海岸保全施設等の整備
 - ケ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策

- コ 港湾施設、海岸保全施設の緊急復旧工事の施工
- サ 海洋の汚染の防除事業の実施
- (5) 第三管区海上保安本部
 - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所に対する立入検査
 - エ 港湾の状況等の調査研究
 - オ 船艇、航空機による警報等の伝達
 - カ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - キ 活動体制の確立
 - ク 船艇、航空機等による海難救助等
 - ケ 船艇、航空機による傷病者、医師、避難者及び救助物資等の緊急輸送
 - コ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - サ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - シ 排出油等の防除等
 - ス 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - セ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - ソ 海上における治安の維持
 - タ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
 - チ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
 - ツ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
 - テ 災害復旧・復興に係る工事に係る海上交通安全の確保

6 関係公共機関

- (1) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他災害救護に必要な業務
- (2) 独立行政法人国立病院機構
 - ア 医療班の編成及び派遣
 - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入
- (3) 公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、公益社団法人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (4) 放送機関（日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送

エ 放送施設の保安

- (5) 新聞社（㈱神奈川新聞社）
災害状況及び災害対策に関する報道
- (6) 東京電力パワーグリッド㈱神奈川総支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (7) 東京ガス㈱
 - ア 予防活動（教育、訓練、施設及び関連設備の整備・点検等）
 - イ 応急活動（連絡体制の確立、緊急点検、広報、要員及び資機材の確保、危険予防措置）
 - ウ 復旧活動（復旧計画の策定、復旧作業の実施）
- (8) 電信電話機関（東日本電信電話㈱神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、
㈱NTTドコモ神奈川支店）
 - ア 電気電信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (9) 鉄道機関（東日本旅客鉄道㈱横浜支社、京浜急行電鉄㈱）
 - ア 鉄道、鉄道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (10) バス機関（京浜急行バス㈱、川崎鶴見臨港バス㈱）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (11) 中日本高速道路㈱（東京支社）、東日本高速道路㈱（関東支社）
 - ア 道路の耐震整備
 - イ 道路の保全
 - ウ 道路の災害復旧
 - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (12) 首都高速道路㈱
 - ア 首都高速道路の耐震整備
 - イ 首都高速道路の保全
 - ウ 首都高速道路の災害復旧
 - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (13) KDDI ㈱南関東総支社、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 通信情報活動
- (4) 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
- (6) その他応急復旧活動等の支援等

第5章 特別防災区域の現況

第1節 特別防災区域の範囲

石災法に基づく特別防災区域は、横浜市及び川崎市のうち次に掲げる区域（総面積41.39km²（令和6年4月1日現在））である。

1 京浜臨海地区（面積35.00km²）

川崎市川崎区小島町

- // 田町3丁目
- // 夜光1丁目
- // 夜光2丁目
- // 夜光3丁目
- // 塩浜3丁目
- // 塩浜4丁目
- // 池上町
- // 浅野町
- // 鋼管通5丁目
- // 南渡田町
- // 田辺新田
- // 白石町
- // 浮島町
- // 千鳥町
- // 水江町
- // 扇町
- // 大川町
- // 扇島
- // 東扇島
- // 殿町3丁目25番1～25番33、26番1～26番7、27番1～27番4
- // 池上新町3丁目4番1～4番7、5番2
- // 東扇島6番1、6番7、7番、8番3、8番4、26番3～26番5、31番1～31番6に隣接する公有地に隣接する公有水面埋立地
- // 浮島町430番の1及び430番の2の公有地に隣接する公有水面埋立地、430番の2の地先の公有水面埋立地、430番の2の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地、430番の2に隣接する公有地及び430番の2の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地

横浜市鶴見区安善町

- // 弁天町
- // 生麦2丁目
- // 大黒町
- // 扇島
- // 生麦1丁目（首都高速道路横浜羽田空港線以南）
- // 末広町（首都高速道路横浜羽田空港線以南）
- // 小野町（首都高速道路横浜羽田空港線以南）

神奈川区守屋町2丁目
〃 守屋町3丁目
〃 守屋町4丁目
〃 宝町
〃 恵比須町

2 根岸臨海地区（面積6.39km²）

横浜市中区豊浦町

〃 千鳥町

磯子区鳳町

〃 原町（東日本旅客鉄道(株)根岸線と海岸線との間）

〃 新磯子町

〃 新森町

〃 新中原町

〃 磯子1丁目（東日本旅客鉄道(株)根岸線と海岸線との間）

〃 新杉田町（一般国道357号線と海岸線との間）

金沢区鳥浜町2番1～2番5、7番～11番、12番14、12番21～12番33、12番35～12番47

第2節 特別防災区域の特質

1 位置及び面積

本県では、2地区が特別防災区域に指定されている。このうち京浜臨海地区は、川崎市川崎区及び横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部に位置している。根岸臨海地区は、横浜市中区、磯子区及び金沢区が接続する臨海部に位置している。

なお、特別防災区域全体の面積は、約41平方キロメートルで、全国の特別防災区域面積のおおよそ10パーセントを占めている。

2 地盤、地質

各特別防災区域は、次のとおり軟弱な地盤及びその上の埋立地から構成されており、地盤の液状化を起こす可能性が大きい。

(1) 京浜臨海地区

この地区の地盤は、下末吉台地の周縁及び多摩川に沿って発達する多摩川低地に分布する軟弱な沖積層からなっている。

また、この地区は、大正末期から平成2年にかけて埋立された地域である。

(2) 根岸臨海地区

この地区の地盤は、下末吉台地の周縁に沿って分布する軟弱な沖積層からなっている。

また、この地区は、昭和38年から同48年にかけて埋立された地域である。

第3節 社会構造

1 沿革

特別防災区域には、昭和30年から40年代の高度成長期に、重工業及び重化学工業関連の事業所が進出し、現在では、石油精製3事業所等を擁する全国有数の石油コンビナートを形成している。

2 人 口

特別防災区域の人口は、別冊資料集「特別防災区域における人口等の現況」のとおりである。

3 危険物、高圧ガス等取扱事業所

特別防災区域には、石油関連の特定事業所をはじめ、危険物、高圧ガス等を常時多量に取扱っている事業所が多数存在している。

4 危険物、高圧ガス運送車両

危険物、高圧ガスの出荷基地を擁する特別防災区域では、危険物及び高圧ガス運送車両の交通量が多い。

5 周辺市街地

特別防災区域周辺の市街地は、建物の高層化、密集化が進行している。

第4節 特定事業所の現況

1 特定事業所の概況

本県の特別防災区域には、令和6年4月現在、2地区合わせて76の特定事業所が所在している。その地区別の概要は次のとおりである。

(1) 京浜臨海地区

本地区は過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても最も大規模でかつ多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等の第一種事業所を中心に68の特定事業所が所在している。

(2) 根岸臨海地区

石油精製業、ガス業及び石油卸売業等の第一種事業所を中心に8の特定事業所が所在している。

区域面積及び特定事業所数 (令和6年4月1日)

区 分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所
京浜臨海地区	35.00 km ²	68事業所	28事業所	40事業所
川 崎 市	24.07	47	22	25
横 浜 市	10.93	21	6	15
根岸臨海地区	6.39	8	3	5
合 計	41.39	76	31	45

2 危険物、高圧ガス施設等の概況

令和6年4月1日現在における危険物、高圧ガス施設等特定事業所における石油の貯蔵、取扱量は約965万キロリットルである。

石油貯蔵量の大部分を占めるのが屋外貯蔵タンクであり、その数は2,039基である。

一方、特定事業所における高圧ガスの処理量は、約158,550万N立方メートル/日である。

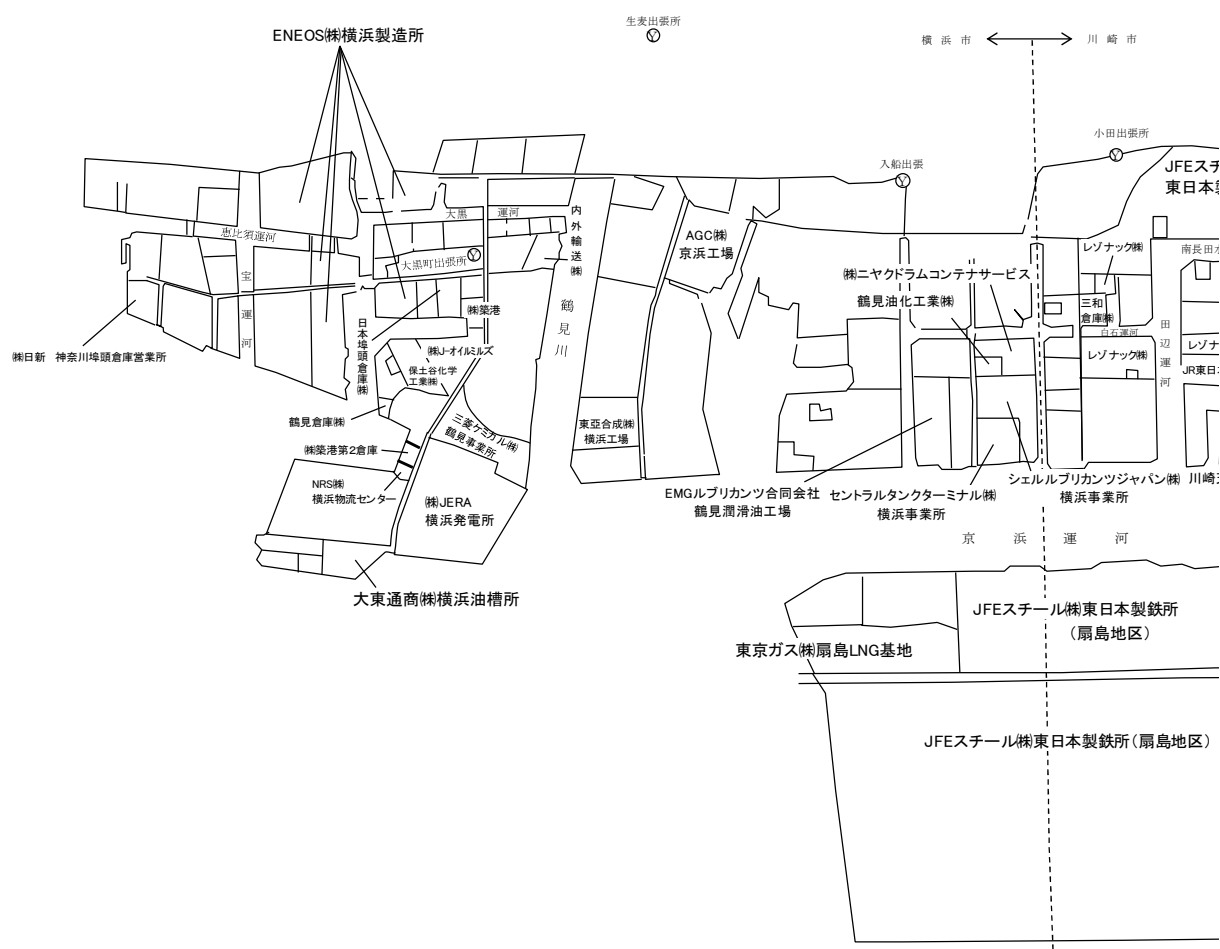
なお、高圧ガス貯蔵量の大部分を占めるのが、貯蔵タンクであり、その数は268基である。

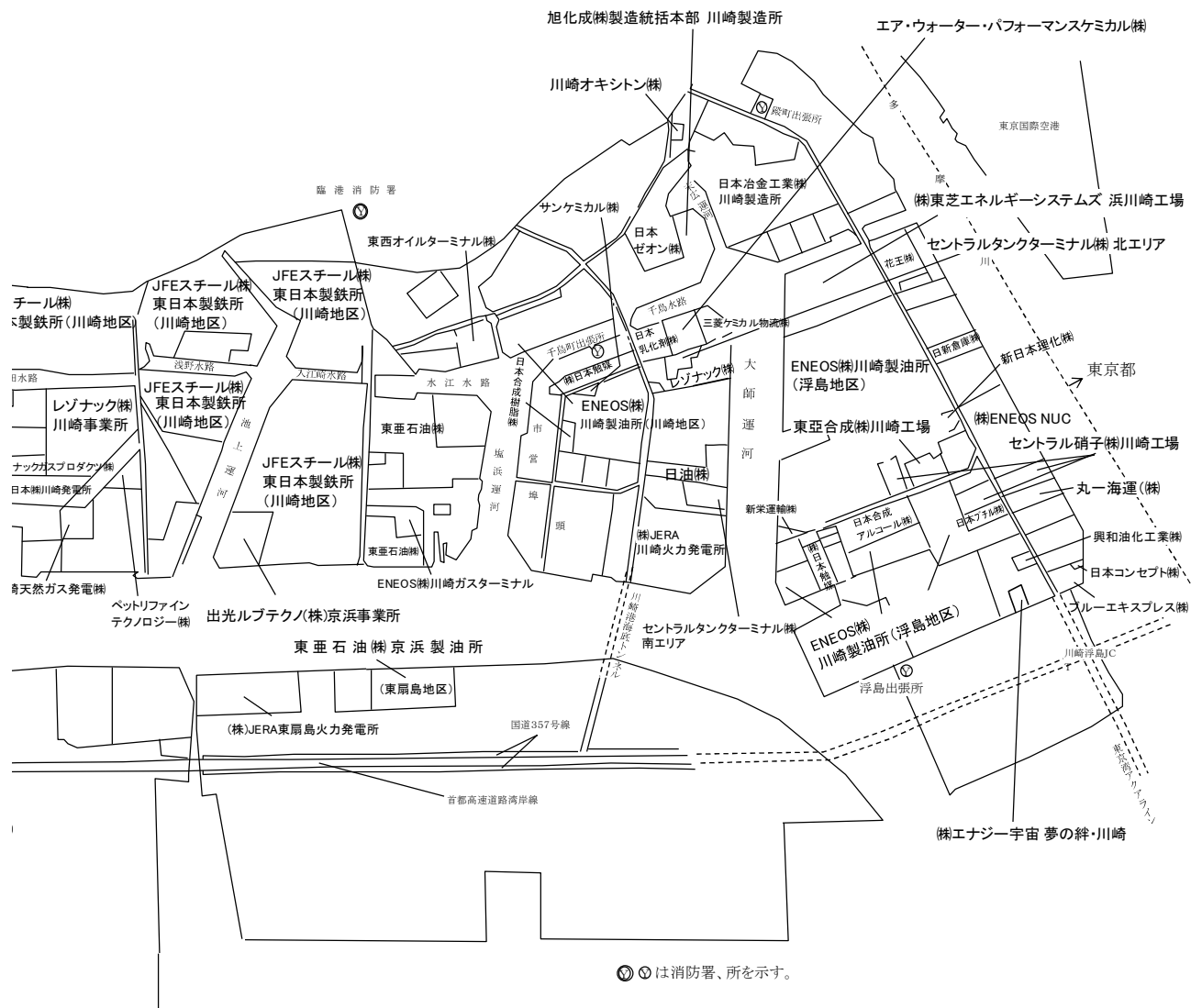
- 資料 2－ 1 特定事業所における石油等の貯蔵、取扱、処理量
2－ 2 特定事業所における危険物施設数
2－ 3 特定事業所における石油類屋外タンク貯蔵所基数

- 2－ 4 特定事業所における高圧ガス貯蔵タンク容量別数量（石炭法）
- 2－ 5 特定事業所における高圧ガス貯蔵タンク容量別数量（電気・ガス事業法）
- 2－ 6 特定事業所数の推移
- 2－ 7 特定事業所における石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガス処理量の推移
- 1 2－ 2 特別防災区域の地盤、地質
- 1 2－ 3 特別防災区域における人口等の現況
- 1 3－ 2 特定事業所の概要

地区別特定事業所立地概況図

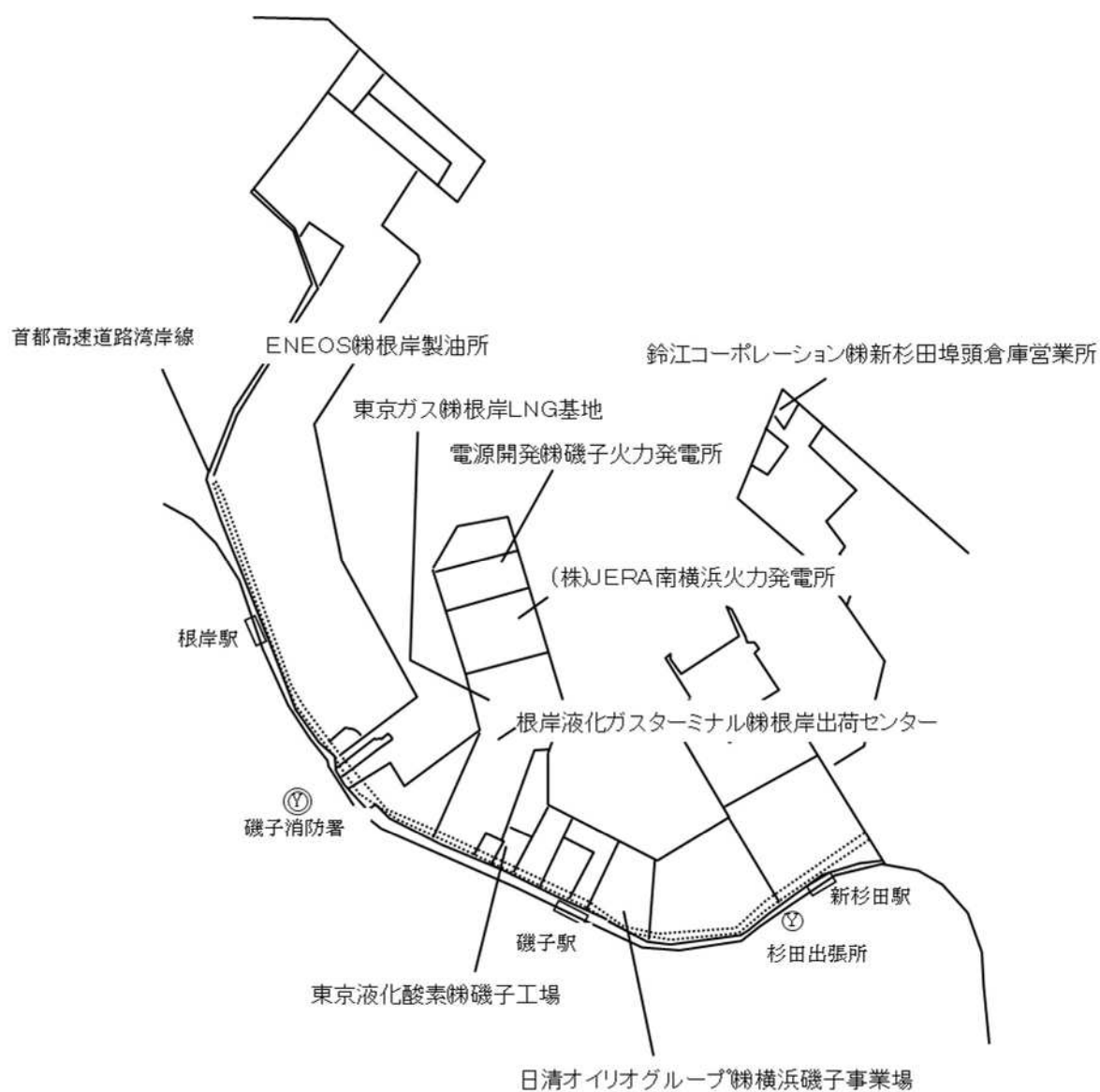
〔京浜臨海地区〕
(令和6年4月1日現在)





〔根岸臨海地区〕

(令和6年4月1日現在)

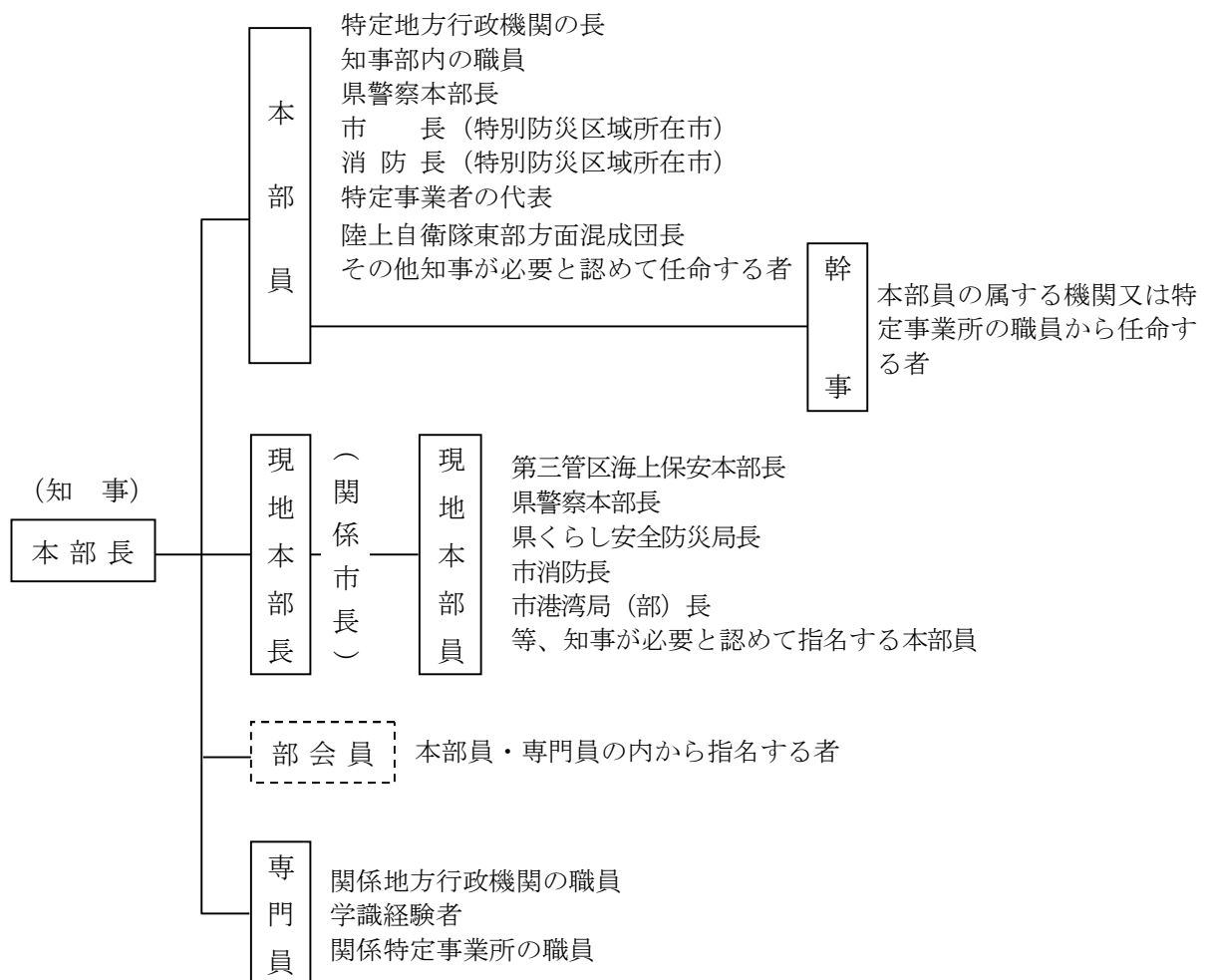


第2編 防災組織

県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所は、総合的な防災体制を確立するため、防災組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

第1章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部

1 体系図



2 石油コンビナート等防災本部

県は常設機関として、知事を本部長とした防災本部を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。

(1) 設置の根拠

石災法第27条

(2) 所掌事務

- ア 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進
- イ 防災に関する調査研究
- ウ 防災に関する情報収集、伝達
- エ 災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関との連絡調整

- オ 現地本部に対する災害応急対策の実施に係る必要な指示
- カ 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- キ その他防災に関する重要事項の実施推進

(3) 事務局

防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県くらし安全防災局消防保安課職員をもって構成する。

(4) 本部連絡員

本部員は、あらかじめ本部連絡員を定めておく。本部連絡員の業務は第5編に記載のとおりとする。

3 石油コンビナート等現地防災本部

本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、関係市長を現地本部長とした石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、現地本部員をもって組織する。

(1) 設置の根拠

石災法第29条

(2) 所掌事務

- ア 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達
- イ 防災活動現場からの被害等情報の収集及び伝達
- ウ 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- エ 防災本部への要請事項の決定
- オ 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- カ 防災本部への情報提供及び報告
- キ 防災関係機関等相互の情報連絡の調整
- ク その他本部長が指示する事項及び応急対策上必要な事項

(3) 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該区域内で緊急に統一的な防災活動を実施するために本部長が必要と認めたときに設置する。また、上記に係らず、関係市長は、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、現地本部を設置できるものとする。この場合において、現地本部は本部長が設置したものとみなす。

【神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準】**ア 自然災害**

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (イ) 関係市内（横浜市及び川崎市）で震度5（強）以上の地震を観測したとき
- (ウ) 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」に「大津波」又は「津波」の津波警報を発表したとき

イ 事故災害

- (ア) 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合
- (イ) 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合
- (ウ) 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

(4) 組織

現地本部長は、本部長が災害の発生場所等、災害状況を考慮して定めた者若しくは現地本部を設置した市の市長とし、現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

なお、現地本部員は、自己の代理として所属職員を出席させることができる。

(5) 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として災害の発生場所の所在する市役所、消防本部・署とする。ただし、災害の発生場所、発生状況を考慮し、現地本部長が適当と認める場所に設置することができる。

(6) 事務局

関係市の防災主管課（室）が中心となり事務局を構成する。

(7) 現地本部連絡員

現地本部員は、あらかじめ現地本部連絡員を定めておく。現地本部連絡員の業務は第5編に記載のとおりとする。

4 災害対策基本法に基づく災害対策本部等との関係

特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。

このほか、特別防災区域内の特定事業所等に対する武力攻撃災害等において、国民保護対策本部が設置された場合も同様とする。

資料	1 1 - 1	神奈川県石油コンビナート等防災本部条例
	1 1 - 2	神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱
	1 1 - 3	神奈川県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿
	1 1 - 4	神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準
	1 1 - 1 2	神奈川県危機管理規則
	1 1 - 1 3	神奈川県危機管理対策本部要綱
	1 1 - 1 4	神奈川県危機管理対策会議設置要綱
	1 1 - 1 5	県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱

第2章 特定事業所の防災組織

1 自衛防災組織

- (1) 設置の根拠
石災法第16条
- (2) 業務
 - ア 日常時における防災巡回及び点検に関する業務
 - イ 災害時における統轄、指揮に関する業務
 - ウ 災害情報の収集に関する業務
 - エ 防災要員の非常招集に関する業務
 - オ 消火作業等応急措置に関する業務
 - カ 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する業務
 - キ 一般従業員の避難誘導に関する業務
 - ク 災害現場周辺の警戒、警備に関する業務
 - ケ 負傷者の応急救護、収容に関する業務
 - コ 防災資機材等の調達支給に関する業務
 - サ 非常食糧、飲料水の備蓄に関する業務
 - シ 報道関係者、来訪者等の応接に関する業務
 - ス 周辺住民に対する防災情報の提供に関する業務
 - セ その他必要な業務

2 共同防災組織

- (1) 設置の根拠
石災法第19条
- (2) 業務
 - ア 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
 - イ 防災要員の防災技術向上に関する業務
 - ウ 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務

3 広域共同防災組織

- (1) 設置の根拠
石災法第19条の2
- (2) 業務
 - ア 大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）を用いて行う防災活動に関する業務
 - イ 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
 - ウ 防災要員の防災技術向上に関する業務
 - エ 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務
 - オ 防災関係機関との連絡体制の確立に関する業務

4 石油コンビナート等特別防災区域協議会

- (1) 設置の根拠
石災法第22条
- (2) 業務
 - ア 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

- イ 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- ウ 災害の発生又は拡大の防止に関する特定事業所職員への教育の共同実施
- エ 共同防災訓練の実施

- 資料 1 1 - 3 2 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則
- 1 1 - 3 3 根岸臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則
- 1 3 - 1 共同防災組織の概要

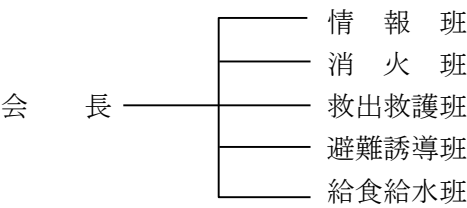
第3章 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会、自治会等を単位として設置する。

2 組織構成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。



3 留意事項

特別防災区域内の自主防災組織として、次の事項に留意して住民自ら防災活動の推進を図る。

- 近隣の特定事業所等と協力し、避難路及び避難地の確保に努める。
- 近隣の特定事業所等と協力し、防災訓練を行うように努める。
- 災害の発生に備え、近隣の特定事業所の防災資機材等の共同利用に努める。
- 近隣の特定事業所との防災・安全情報の相互提供に努める。

第3編 災害想定

第1章 防災アセスメント調査の実施

石災法では、「石油コンビナート等防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うよう努める」こととされており、前回、平成17年度に消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（以下「消防庁指針」という。）に示された手法に準拠して、防災アセスメント調査を実施した。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、広範囲にわたって危険物施設や高圧ガス施設が被害を受け、これまで経験したことがないLPGタンクの爆発火災、津波による石油類の大量流出や大規模火災が発生したことから、東日本大震災の被害状況やこれにより得られた新たな知見をもとに、消防庁指針が改定された。また、中央防災会議において、新たな地震想定が示された。

防災本部では、神奈川県石油コンビナート等防災対策検討委員会において、改定された消防庁指針と新たな地震想定を用い、平成25年度から26年度にかけて防災アセスメント調査を実施し、本県の特別防災区域において起こり得る災害の相対的な危険性*を把握するとともに、必要となる予防対策や対策を講じる場合の優先度等の検討を行った。

*相対的な危険性

消防庁指針では、たとえばタンクから石油が漏洩したときは、タンクに設置されたバルブを閉じて漏洩を止める措置や、万一、火災となった場合に消火活動を行うが、こうした措置が失敗した場合と成功した場合について、それぞれの確率を基に想定した災害が、どのように拡大していくかをイベントツリー解析により計算上求めている。したがって、防災アセスメントで評価した発生頻度・確率は、それぞれの災害が、その頻度・確率で現実には発生すると捉えるものではなく、個々の施設の「災害の起こりやすさ」を表す相対的な指標として扱っている。また、影響度についても同様に、現実に影響が及ぶ範囲として捉えるものでなく、一定の条件を設定した場合の個々の施設の「災害の影響度」を表す相対的な指標として扱っている。

第1節 調査内容

1 調査項目

(1) 平常時の災害想定

平常時における調査対象施設に係る危険物の漏洩・火災、可燃性ガスの漏洩・火災・爆発、毒性ガスの漏洩・拡散等の事故を対象とした以下の評価を行った。

- ア 災害の拡大シナリオの展開
- イ 災害の発生危険度（頻度）の推定
- ウ 災害の影響度の推定
- エ 災害の発生危険度（頻度）と影響度に基づいた総合的な評価による災害想定

(2) 地震時の災害想定

ア 地震（強震動）による被害を対象とした評価

県で平成25年度から26年度にかけて実施した神奈川県地震被害想定調査（以下「地震被害想定調査」という。）の地震動予測結果を用い、強震動による被害（可燃性液体の漏洩・火災、可燃性ガスの漏洩・火災・爆発、毒性ガスの漏洩・拡散等）を対象に上記(1)-ア～エの評価を行った。

イ 地震（長周期地震動）による被害を対象とした評価

地震被害想定調査の長周期地震動の速度応答スペクトルを用い、危険物タンク（屋外タンク貯蔵所）のスロッシング被害を対象とした以下の評価を行った。

- (ア) 長周期地震動の特性とタンクの固有周期に基づいた災害危険性評価

(イ) 災害の想定・影響評価

(3) 津波による被害を対象とした評価

地震被害想定調査の津波浸水予測を用い、津波による被害を対象とした以下の評価を行った。

ア 東日本大震災等の過去の被害事例に基づく石油コンビナート等の津波被害に関する定性的評価

イ 危険物施設の津波・浸水対策に関する調査検討報告書（平成 21 年 5 月消防庁危険物保安室）等に基づく津波による危険物屋外タンク貯蔵所の被害に関するシミュレーション及び評価

(4) 大規模災害による被害を対象とした評価

発生危険性が極めて低いと考えられるものの発生した時の影響が甚大となると考えられる大規模災害による被害を対象とした以下の評価を行った。

ア 可燃性高压ガスタンクの BLEVE による災害（ファイヤーボールによる放射熱、蒸気雲爆発による爆風圧及び容器（高压ガスタンク）の破裂による破片の飛散）及び製造施設等の爆発による災害（蒸気雲爆発による爆風圧）の影響評価

イ 防油堤等から海上への石油類流出及び防油堤火災の延焼拡大の影響評価

2 評価対象施設

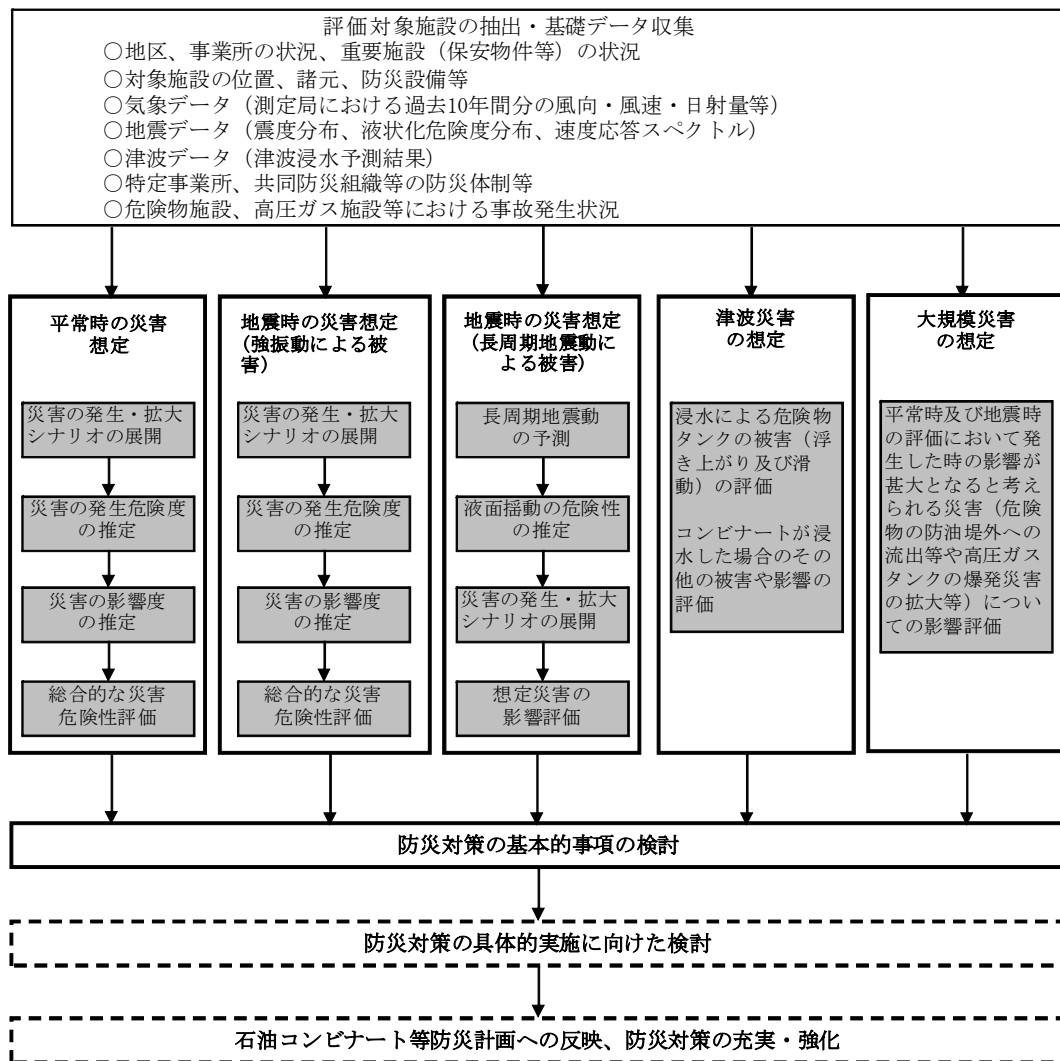
特定事業所が保有する次の施設を対象とした。評価対象施設として抽出された施設は表 1 のとおりである。

- (1) 危険物タンク（屋外タンク貯蔵所）
注）容量 1,000k1 未満の準特定タンク及び小容量タンクを含む。
- (2) 高压ガスタンク（可燃性及び毒性ガスタンク）
- (3) 毒性液体タンク
- (4) プラント（危険物製造所、高压ガス製造施設、発電施設）
- (5) パイプライン（導配管）
- (6) 陸上入出荷施設（ローリー、取扱所等）
- (7) 海上入出荷施設（タンカー棧橋）

表 1 評価対象施設の総数
平成 25 年 10 月現在 （単位：施設）

施設	危険物 タンク	高压 ガス タンク	毒性 液体 タンク	プラント	パイプ ライン	陸上入 出荷施 設	海上入 出荷施 設	計
京浜 臨海	1,966	263	29	227	81	343	130	3,039
根岸 臨海	309	39	0	54	1	27	26	456
計	2,275	302	29	281	82	370	156	3,495

3 調査の実施手順



4 想定災害の抽出基準

(1) 平常時の事故及び地震（強震動）による被害

ア 防災対策上想定すべき災害の考え方

平常時の事故による被害については、災害の発生危険度と影響度を推定し、この両者を基に次のような考え方（表2参照）で防災対策上想定すべき災害の検討を行った。

また、地震（強震動）による被害については、地震被害想定調査における対象地震（表3参照）の内、本県の特別防災区域において最大の影響をおよぼすおそれのある地震として、地震の発生頻度（確率）も考慮し、以下に示す地震について評価を行った。

○京浜臨海地区

都心南部直下地震、大正型関東地震

○根岸臨海地区

三浦半島断層群の地震、大正型関東地震

表2 防災対策上想定すべき災害の考え方

災害の区分	平常時の事故発生危険度	「都心南部直下地震」・「三浦半島断層群の地震」の災害発生確率	「大正型関東地震」の災害発生確率	リスクマトリックス	対策の考え方
第1段階の災害	1施設あたり10万年に1件以上発生 10万施設あれば年1回以上発生	想定地震により1千施設で1件以上発生	想定地震により100施設で1件以上発生	発生危険度：B以上 影響度：全て	現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
第2段階の災害	1施設あたり100万年に1件以上発生 100万施設あれば年1回以上発生	想定地震により1万施設で1件以上発生	想定地震により1千施設で1件以上発生	発生危険度：C 影響度：全て	発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
低頻度大規模災害	発生危険度が上記より低い、影響範囲が200mを超える災害	発生頻度が上記より低い、影響範囲が200mを超える災害	発生頻度が上記より低い、影響範囲が200mを超える災害	発生危険度：D, E 影響度：I	発生する可能性が極めて小さく優先度は低い、対策を講ずることが望ましい災害

表3 想定地震の一覧

想定地震名		モーメント マグニチュード	県内で想定される 最大震度	発生確率
都心南部直下地震		7.3	横浜市・川崎市を中心に 震度6強	(南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%)
三浦半島断層群の地震		7.0	横須賀三浦地域で震度 6強	30年以内 6～11%
神奈川県西部地震		6.7	県西地域で震度6強	(過去400年の間に同ク ラスの地震が5回発生)
東海地震		8.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)
南海トラフ巨大地震		9.0	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は 30年以内70%程度)
大正型関東地震		8.2	湘南地域・県西地域を中 心に震度7	30年以内 ほぼ0%～5% (200年から400年の発生間隔)
(参 考 地 震)	元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中 心に震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年の発生間隔)
	相模トラフ沿いの最大 クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年あるいはそれ以上の発生間隔)
	慶長型地震	8.5	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない
	明応型地震	8.4	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない
	元禄型関東地震と国府 津－松田断層帯の連動 地震	8.3	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない

注) 発生確率については「地震調査研究推進本部(文部科学省:平成27年1月14日現在)」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書(内閣府:平成25年12月)」などによる評価

イ 個々の施設の評価

個々の施設の評価は、リスクマトリックスを用いて行った。なお、平常時及び地震時における災害の発生危険度と影響度のランク付けは以下のとおりである。

		災害発生危険度					
		大	小				大
影響度							

災害発生危険度・確率区分

区分	平常時の 事故発生危 険度	「都心南部直下地震」・ 「三浦半島断層群の地 震」の災害発生確率	「大正型関東地 震」 の災害発生確率
AA	10^{-3} /年程度	10^{-1} 程度	－
A	10^{-4} /年程度	10^{-2} 程度	10^{-1} 程度
B	10^{-5} /年程度	10^{-3} 程度	10^{-2} 程度
C	10^{-6} /年程度	10^{-4} 程度	10^{-3} 程度
D	10^{-7} /年程度	10^{-5} 程度	10^{-4} 程度
E	10^{-8} /年程度	10^{-6} 程度	10^{-5} 程度

災害の影響度区分

区分	影響距離
I	200m 以上
II	100m 以上 200m 未満
III	50m 以上 100m 未満
IV	20m 以上 50m 未満
V	20m 未満

(2) 地震（長周期地震動）による被害

地震被害想定調査において長周期地震動の予測を行っている地震の内、本県の特別防災区域において最大の影響をおよぼすおそれのある地震として、南海トラフ巨大地震について評価を行った。

長周期地震動による被害については、確率的なリスク評価は行わず、想定される長周期地震動によるスロッシングの最大波高及び溢流量の推定を行い、また、想定される災害の危険性についての定性的な評価も行い、発生した場合の影響が大きいと考えられる災害については、その影響度について定量的な評価を行った。

(3) 津波による被害

地震被害想定調査において津波の予測を行っている地震のうち本県の特別防災区域において最大の影響をおよぼすおそれのある地震として、南海トラフ巨大地震について評価を行った。

津波による被害については、確率的なリスク評価は行わず、想定される津波により施設が被害を受ける可能性を評価した。危険物タンクについては、「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツール」による被害の予測を行った。プラント（高圧ガス製造施設）については、東日本大震災の被害事例に基づき、想定される被害について定性的な評価を行った。

(4) 大規模災害

ここでいう「大規模災害」は、石油類の流出が防油堤外さらには事業所外に拡大していくような場合、石油類や可燃性ガスの火災・爆発が隣接施設を損傷してさらなる火災・爆発を誘発して拡大していくような場合である。BLEVE による災害（可燃性高圧ガスタンク）及び製造施設等の爆発火災を想定した定量的な評価を行った。また、その他の災害として、石油類の海上流出及び防油堤火災からの延焼拡大による危険性の定性的な評価を行った。

- 資料 4－ 1 石油コンビナートの防災アセスメント指針（概要）
 4－ 2 コンビナート保安・防災技術指針
 4－ 3 油の海上流出
 4－ 4 異常現象の発生状況

第2節 調査結果

1 平常時における想定災害

平常時の想定災害の概要（全地区）

地区	第1段階の災害	第2段階の災害
京浜臨海地区	製造施設等の爆発・フラッシュ火災による影響、毒性危険物タンク及び製造施設等の毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 特定・準特定タンクの流出火災による影響、毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。 毒性ガスタンク及び毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。	特定・準特定タンクの流出火災による影響、毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響、製造施設等のフラッシュ火災による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近い施設では特別防災区域外に及ぶことがある。 可燃性ガスタンクの全量流出（防液堤外）・爆発、フラッシュ火災による影響、毒性ガスタンク及び毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。
根岸臨海地区	製造施設等の爆発・フラッシュ火災による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。	製造施設等のフラッシュ火災による影響、特定・準特定タンクの流出火災による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 可燃性ガスタンクの爆発による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。 毒性ガスタンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。

2 地震時における想定災害

地震時（都心南部直下地震）の想定災害の概要（京浜臨海地区）

地区	第1段階の災害	第2段階の災害
京浜臨海地区	製造施設等の爆発による影響、毒性危険物タンク及び製造施設等の毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。 毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。	製造施設等の爆発、毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 特定・準特定タンクの流出火災による影響、製造施設等のフラッシュ火災による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近い施設では特別防災区域外に及ぶことがある。 可燃性ガスタンクの全量流出（防液堤内・外）・爆発、フラッシュ火災による影響、毒性ガスタンク及び毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。

地震時（三浦半島断層群の地震）の想定災害の概要（根岸臨海地区）

地区	第1段階の災害	第2段階の災害
根岸臨海地区	製造施設等の爆発・フラッシュ火災による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 特定・準特定タンクの流出火災による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。	製造施設等のフラッシュ火災による影響、特定・準特定タンクの流出火災による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 可燃性ガスタンクの爆発による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。 毒性ガスタンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。

地震時（大正型関東地震）の想定災害の概要（全地区）

地区	第1段階の災害	第2段階の災害
京浜臨海地区	製造施設等の爆発による影響、毒性危険物タンク及び製造施設等の毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。 毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。	製造施設等の爆発、毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 特定・準特定タンクの流出火災による影響、毒性ガスタンクの毒性ガス拡散による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近い施設では特別防災区域外に及ぶことがある。 可燃性ガスタンクの全量流出（防液堤内・外）・爆発、フラッシュ火災による影響、毒性ガスタンク及び毒性液体タンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。
根岸臨海地区	製造施設等の爆発による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。	製造施設等の爆発・フラッシュ火災による影響、特定・準特定タンクの流出火災による影響は、特別防災区域外に及ぶことがある。 可燃性ガスタンクの爆発による影響は、概ね特別防災区域内にとどまるが、特別防災区域の境界に近いタンクでは特別防災区域外に及ぶことがある。 毒性ガスタンクの全量流出・毒性ガス拡散による影響距離は算定していないが、影響は大きくなると考えられる。

3 地震（長周期地震動）による被害

(1) スロッシング最大波高及び溢流量の推定

南海トラフ巨大地震の速度応答スペクトルを用い、スロッシング最大波高及び溢流量を推定した。スロッシング最大波高が余裕空間高さを超える浮き屋根式タンクの基数は、京浜臨海地区で113基、根岸臨海地区で15基あった。浮き屋根式タンクからの溢流量の最大値は、京浜臨海地区の782m³である。

(2) スロッシングによる災害の危険性

一般に、スロッシングによる危険物タンクの被害形態としては、屋根部からの危険物の溢流、浮き屋根やタンク付属設備等の破損、浮き屋根の沈降、溢流に伴うタンク周辺での流出火災、屋根部でのリング火災やタンク全面火災等が考えられる。

スロッシングに起因する火災の影響に関しては、発生した場合の影響が大きいと考えられるタンク全面火災、タンク全面・防油堤火災について、影響度の推定を行った結果、輻射熱の影響範囲は、京浜臨海地区及び根岸臨海地区において特別防災区域外に及ぶ場合がある。

4 津波による被害

本調査においては、津波による災害の危険性の定性的な評価を行った。ただし、危険物タンクについては、津波による流出量の定量的な評価を行った。その結果は以下の通りである。

京浜臨海地区における施設の浸水深は最大で1.05m（南海トラフ巨大地震）であり、根岸臨海地区においては浸水する施設はない（南海トラフ巨大地震）。

南海トラフ巨大地震及び大正型関東地震について、シミュレーションツールを用いた浮き上がり及び滑動の判定を行った結果、いずれの地区においても浮き上がり及び滑動の可能性のあるタンクはなかった。

高圧ガス施設における南海トラフ巨大地震又は大正型関東地震による最大浸水深は、京浜臨海地区で0.17mであり、高圧ガス施設の流出はないものと予想される。根岸臨海地区については高圧ガス施設の浸水はない。ただし、浸水深1m未満においては、計装設備、ガス漏洩検知警報設備、防消火設備の破損・不具合、動機器・静機器の損傷・不具合、配管・弁等の変形・破損・不具合、容器置き場等の倒壊・破損、容器の転倒、事務所等の倒壊・破損等の被害の可能性はある。したがって、京浜臨海地区では、設備の流出等の大きな被害はないと考えられるが、これら設備の破損・不具合等の被害が考えられるほか、それによる二次災害が発生する可能性も考えられる。また、浮遊物により、施設が破損する被害を受ける可能性はある。

5 大規模災害

(1) 高圧ガスタンクの爆発による災害

周辺火災等の影響によりBLEVE及びファイヤーボールが生じる場合を想定し、ファイヤーボールによる放射熱、蒸気雲爆発による爆風圧及び容器の破裂による破片の飛散について算定を行った。ファイヤーボールの放射熱について、11.6kW/m²をしきい値とした場合に2,000m以上に影響を及ぼすタンクは京浜臨海地区で32基、根岸臨海地区で10基ある。蒸気雲爆発による爆風圧について、2.1kPaをしきい値とした場合に2,000m以上に影響を及ぼすタンクは、京浜臨海地区で21基、根岸臨海地区で10基ある。また、容器の破裂による破片の飛散について、2,000m以上に影響を及ぼすタンクは、京浜臨海地区で21基、根岸臨海地区で10基ある。これらのことから、BLEVEによる災害の影響は非常に大きいため、BLEVE発生抑制及び災害発生時の緊急対応等が重要である。

(2) 製造施設等の爆発による災害

反応暴走のおそれのある製造施設等について、短時間大量流出ガス爆発を想定し、取扱う可燃性ガスが最大滞留する箇所においてその全量が蒸気雲爆発する場合の爆風圧を定量的に評価した。蒸気雲爆発による爆風圧について、500m～1,000mの範囲で影響を及ぼす施設は、5施設ある。このことから、製造施設等の爆発による災害の影響は非常に大きいため、反応暴走の抑制及び災害発生時の緊急対応等が重要である。

(3) その他の大規模災害（防油堤から海上への石油類流出・防油堤火災からの延焼拡大）

ここでは想定される大規模災害の内、タンク本体あるいは配管の大破に起因する災害（防油堤から海上への石油類流出及び防油堤火災の延焼拡大）を取り上げた。このような災害の発生は、現在の技術基準からすると考えにくい、施設の老朽化、施工不良、あるいは管理体制の問題など評価が困難な要因により、発生する可能性は否定できない。定量的な評価が困難であり、発災の抑制及び発災時の緊急対応等が重要である。

第3節 防災対策の考え方

防災アセスメント調査で示されたコンビナートにおける防災対策の基本方針を踏まえ防災対策の考え方を次のとおり整理する。

防災対策の考え方

想定災害	被害の概況	防災対策の考え方
平常時の事故	小量流出等に比べて発生確率は低い、爆発火災や毒性ガスの拡散等が発生した場合、影響範囲が広範囲に及ぶおそれがある。	爆発火災の発生確率と災害影響度を下げるための対策を充実強化する。
地震(強震動)による被害	都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、大正型関東地震のいずれかの地震が発生した場合に最大の影響が生じるおそれがある。 小量流出等に比べて発生確率は低い、爆発火災や毒性ガスの拡散等が発生した場合、影響範囲が広範囲に及ぶおそれがある。	爆発火災の発生確率と災害影響度を下げるための対策を充実強化する。
地震(長周期地震動)による被害	南海トラフ巨大地震が発生した場合に最大の影響が生じるおそれがある。 浮き屋根式タンクでスロッシングによる溢流のおそれがある。	浮き屋根式タンク等のスロッシングの発生抑制に係る対策を充実強化する。
津波による被害	南海トラフ巨大地震、大正型関東地震の津波が発生した場合に施設の浸水深が最大となる。 危険物タンクでは、津波浸水による浮き上がりの可能性はない。 電気設備等の冠水による被害が想定される。	浸水被害、流出物対策を充実強化する。
大規模災害による被害	高圧ガスタンクの内容物が一度に全量爆発火災を起こしたと仮定した場合等に影響範囲が広範囲に及ぶおそれがある。	避難計画の見直し等のソフト対策を充実強化する。

第2章 放射性物質等の災害

1 試験研究用原子炉施設及び核燃料物質等の輸送に係る事故の被害形態

試験研究用原子炉施設及び核燃料物質等の輸送に係る事故からの放射性物質及び放射線の放出形態については、「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第1編第4章」のとおりとする。

2 放射性物質取扱事業所の被害形態

火災や爆発等により、放射性同位元素などの放射性物質が漏洩し、放射線による被ばくにより、人体等に被害を生じる。

第4編 災害予防計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図る。

また、東日本大震災では、他県の特別防災区域において地震や津波による甚大な被害が発生したことを受け、生命の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続性の確保等について改めて確認するとともに、地震対策、津波浸水対策、長周期地震動対策等、既存の予防対策についても充実強化を図るよう努める。

加えて、特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は近年、増加傾向にあることから、設備の高経年化対策、保安人材の育成等について、充実強化を推進する。

県、関係市等の関係行政機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1章 特定事業所における予防対策

特定事業所は、当該事業所における災害の発生防止に係る責務を有するとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域で発生した災害の拡大防止に関しても第一次的責任を有することから、それぞれ地域及び事業所の実態に応じて、施設及び設備の保全をはじめ保安管理の徹底及び自衛防災組織の確立等の災害予防対策を積極的に実施する。特に、協力会社を含む特定事業所関係者は、危機管理能力の向上に日頃から取り組む。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、本計画との整合を図りつつ、災害応急対策に係る事項が優先される重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

加えて、大規模地震発生直後における従業員等の安全を確保し、帰宅困難者の発生抑制を図るため、従業員等の待機、帰宅の方針等を定めるとともに、日頃から食糧等必要な物資を確保するよう努める。

第1節 保安管理の徹底

特定事業者は、自らの責任により積極的に保安確保が継続的に改善されるシステムの構築を図り、保安確保対策を進めることとし、平常時から危険物、高圧ガス等の各施設設備の保全を図るとともに、過去の事故事例等を適切に反映させ、安全な管理に必要な保安業務の徹底を期する。

このため、特定事業所においては、石災法、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に定める保安管理に関する責務のほか、危険源の把握に努め、危険要因を除去するための対策を積極的に進めるとともに、次の事項の徹底を図る。

1 防災保安責任体制の整備

- 保安部門は、他部門、特に製造部門から独立させ、安全対策の指揮命令が十分徹底されるよう、事業所内の体制の整備強化を図る。
- 事業所における安全を確保するため、石災法に規定する防災管理者を中心に、総合的な防災

保安監督体制及び所内連絡協議体制を確立するとともに、防災規程、予防規程及び危害予防規程並びにこれらの規程に基づく各種基準類の定期的な見直しによる充実整備と適正な運用を図る。なお、当該規程には、特に、夜間、休日における異常事態発生時の通報及び応急体制等の行動基準について明確に規定する。

- 「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について(平成26年10月23日消防特第221号)」に基づき、災害の現場における消防隊への情報提供の体制等を整備するとともに、その情報提供の内容を事前に想定し、情報提供担当者(消防技術説明者)に周知しておくことを徹底する。

2 安全対策に関する取組みの徹底

- 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非定常作業時における安全確保対策に万全を期する。

また、可燃性混合気体の形成回避に努め、発火源となる静電気等の対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。

- 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備するとともに、必要に応じて適宜改定し、その遵守徹底を図る。

なお、作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理するとともに、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とし、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。

- 消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。
- 「リスクアセスメント・ガイドライン(Ver.2)(平成28年2月高圧ガス保安協会)」等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。
- 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策(誤操作防止措置等)やソフト対策(教育訓練の充実等)により、適切な予防対策を講じる。
- 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して、災害発生の防止に努めるとともに、防災管理意識の高揚、啓発を図る。
- 船舶荷役作業に対する安全対策として、次のことを実施する。
 - ・ 陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立
 - ・ 陸上の装置、船舶係留設備等の定期点検の強化等による安全の確保
 - ・ 作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底
 - ・ 船舶に対する安全管理の徹底並びに陸上及び船舶の連携体制の整備

3 地震・津波対策

(1) 強震動対策

神奈川県地震被害想定調査及び神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価を踏まえ、対策を実施する。

また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。

ア 危険物施設

危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について(消防庁危険物保安室長通知、平成24年1月31日消防危第28号)」等を踏まえ、必要な措置を講じる。

防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について(平成10年3月20日消防庁通知)」

等により対策を講ずる。

また、これまでに特定屋外タンク（昭和52年2月15日以前設置）の新基準（平成7年1月施行）※¹適合性及び準特定屋外タンク（平成11年4月1日以前設置）の新基準（平成11年4月施行）※²適合性について調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じて基準に適合させたが、引き続き施設の維持管理を行う。

※1 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）第2条による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和52年政令第10号）附則第3項各号に掲げる基準

※2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）による改正後の危険物の規制に関する政令第11条第1項第3号の3及び第4号に定める技術上の基準

イ 高圧ガス施設

平成9年4月に改正施行された「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220号）」及び県が定めた「高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年制定、令和元年9月改訂施行）」に基づき耐震対策を実施する。

また、「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（20140519商局第1号・平成26年5月21日）」に基づき、耐震性向上を図る。

配管に関しては、「既存配管系耐震診断法のガイド（平成27年3月高圧ガス保安協会）」や「高圧ガス配管の耐震性改善簡易チェック手法に関する技術資料（平成26年3月神奈川県）」を参考に耐震性向上を図る。

ウ 建築物

多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）」に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。

エ 地盤の液状化対策

地盤の液状化の程度が大きいと判定されたメッシュ（地域）内の事業所は、液状化の詳細判定を実施するとともに、周辺地盤に適応した地盤改良や構造物の設計を強化する（配管のかとう性を確保する等）などの対策を講ずるよう努める。

また、構内道路が液状化した場合は、消防活動の妨げになることから、土嚢等応急復旧に必要な資機材を準備しておくよう努める。

(2) 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策）

特定屋外タンクについては、平成17年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行う。また、この改正により「新基準」※³への適合が求められる浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、災害危険性の評価結果等に応じた措置が講じられているが、引き続き適切な維持管理を行う。

さらに、内部浮き蓋式特定屋外タンクの浮き蓋についても、平成24年に施行された基準への適合が求められるものについて改修が行われ基準に適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。

加えて、溢流の事実を早期に検知できるように、防災監視システム（「7 事故の早期検知」を参照）を整備するよう努める。

※3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号）による改正後の危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める技術上の基準

(3) 津波浸水対策

「特定事業所等における津波初動対応手引き（平成25年3月神奈川県石油コンビナート等防災本部）」などを参考にして、「神奈川県津波浸水予測図（平成27年2月（同年6月一部修正）

神奈川県津波浸水想定検討部会)」で示される津波のうち、特別防災区域において最大の影響を及ぼす恐れのある津波による浸水が想定される特定事業所は、各事業所において想定される被害の態様に応じ、次に示すような浸水による被害を低減するための対策を講ずるよう努める。

また、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合における緊急時の対応について検証し、避難を優先とした対応や緊急措置等の対応に関する必要な事項を定めるとともに、関係者へ内容の周知徹底を行う。

なお、緊急措置等の対応の検討に当たっては、役割分担等の実施体制、施設等停電時における対応等についても明確にする。

ア 緊急停止のための措置等

津波警報発表時など、津波による浸水のおそれがある状況において、限られた時間で設備の安全な停止、危険物等の封じ込め、他設備との縁切り等を図るための措置を講じる。

イ 保安用設備等の機能の確保

津波等災害発生時においても、特定防災施設等、防災資機材等その他保安用設備（計器室、予備動力源等）の機能を維持若しくは応急措置により直ちに復旧できるよう必要な対策を講じる。

ウ 容器（ボンベ）、タンクローリー等の流出防止措置

津波により容器、タンクローリー等が流出することを防止するため、容器の固定措置やタンクローリーの退避等の措置を講じる。

エ 禁水性物質の浸水対策

危険物の規制に関する政令別表第3に定める第三類に区分される危険物のうち、禁水性物質に該当するものは、津波により海水と反応して被害を拡大させる可能性が考えられるため、浸水対策を十分に行う。

オ 係留船舶の安全対策

緊急離棧に備えた設備や支援体制の確保、係留避泊の対応について必要な対策を講じる。

4 風水害対策

風水害対策の推進については、「危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁危険物保安室長通知、令和3年3月30日消防危第49号）」等を踏まえ、規程類の整備及び必要な措置等を講じる。

5 施設、設備等の高経年化対策

近年の異常現象を発生原因別にみると、劣化や構造設計不良等の設備面での要因が多く、発生場所は配管系からの漏えいが最も多くなっている。これらを踏まえ、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、適切に点検を行い、必要な改善計画を立てるよう努める。

(1) 配管

埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。

高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（作成：平成19年3月、改訂：令和6年3月 神奈川県）」を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成24年2月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。

(2) タンク本体

現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等

に関する指針（平成17年3月総務省消防庁）」及び「特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて（平成25年3月総務省消防庁）」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。

6 緊急停止装置、保安電力等の安全対策

関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、フェイルセーフ設計による施設の緊急停止装置及び緊急遮断弁等保安設備の整備を図るとともに、当該保安設備の操作のための予備動力源の確保を図る。

緊急停止にあたっては、マニュアルを整備し、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。

また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。

7 事故の早期検知

事故の災害拡大防止のため、次の要件を満たした防災監視システムを配備するよう努める。

- 夜間・休日等の人員が少ない時においても運転監視が支障なく行えること
- 異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと
- 検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること
- 誤操作の防止措置がとられていること

8 原子力災害に対する防災体制の整備

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編第1章第2節3（1）」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編第1章第2節1（1）」に基づき実施する。

第2節 相互連携体制の整備

特定事業所は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制確立のため、事業所間相互連携体制の整備強化を図る。

1 平常時における連携体制の整備

特定事業所は、災害時における相互応援の円滑な実施に資するため、保安上必要があると認められる場合、相互に通報、連絡するなど平常時から連絡協調に努める。

2 非常時における連携体制の整備

特定事業所は、災害時において必要に応じ、相互に応援する。この場合、相互応援措置の円滑な実施を図るため、あらかじめ次の事項について応援協定を締結する。

- (1) 組織及び応援部隊の編成
- (2) 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- (3) 応援時の指揮命令系統
- (4) 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項
- (5) 応援者の業務

ア 非常線の監視、報道機関の対応、非常炊出し、その他被災時における側面的な援助及びそれに必要な資機材、人員の調達

イ 地域全般にわたる事故災害の発生又は発生のおそれのある場合の共同防災措置及びそれに

必要な人員及び資機材の提供

ウ 被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣

エ 消火に必要な人員、設備、資機材の調達

オ その他被災事業所からの要請による事項

(6) その他応援に必要な措置

特定事業所は、自らの事業所の安全を確保した場合には、相互応援とともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域社会における防災対策への協力に努める。

第3節 消防力の整備強化

1 自衛防災組織

特定事業所は、その防災体制が実態に即応できるよう自衛防災組織の充実等を図ることを徹底し、特定事業所以外の事業所についても、その実態から必要と認められる場合は、積極的に自衛防災体制を整備するよう努める。

なお、大規模地震が発生した場合には、市街地においても多数の火災や建物倒壊等の被害の発生が想定され、公設消防隊がコンビナート地区において十分対応できないことも予想されるので、自衛防災組織や共同防災組織のみの防災体制も整備するよう努める。

(1) 防災要員に対する技術教育

ア 防災資機材等の操作

イ 災害態様に応じた防ぎょ活動

ウ 危険物等の性状と消火

エ その他必要な技術教育

(2) 防災資機材等の管理

ア 大型化学消防車等の点検整備

イ オイルフェンス展張船等の点検整備

ウ 消火薬剤等の維持管理

エ オイルフェンスの維持管理

オ その他の防災資機材等の維持管理

2 共同防災組織

共同防災組織は、防災要員及び保有防災資機材等の質的、量的充実強化とあわせて、必要に応じ、地域と関係事業所の実態に即応した防災活動を実施するよう徹底する。

(1) 自衛防災組織との連携

ア 構成事業所の施設、設備の実態把握

イ 構成事業所の自衛防災組織並びに保安に関する業務を行っている者への協力

ウ 通報連絡体制の確立

エ 共同防災組織の指揮系統の確立

(2) 防災要員に対する技術教育

(3) 防災資機材等の管理

3 広域共同防災組織

広域共同防災組織は、防災要員及び保有防災資機材等の質的、量的充実強化とあわせて、必要に応じ、地域と関係事業所の実態に即応した防災活動を実施するよう努める。

(1) 自衛防災組織及び共同防災組織との連携体制の確立

ア 構成事業所の施設、設備の実態把握

- イ 構成事業所の自衛防災組織並びに保安に関する業務を行っている者への協力
- ウ 通報連絡体制の確立
- エ 広域共同防災組織の指揮系統の確立
- (2) 防災要員に対する技術教育
- (3) 防災資機材等の管理

4 相互応援体制

各自衛防災組織及び共同防災組織は、災害時において相互に応援、協力して防災活動を実施するため、あらかじめ次の内容を定めた応援協定を締結する。

- (1) 組織及び応援部隊の編成
- (2) 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- (3) 応援時の指揮命令系統
- (4) 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項
- (5) 応援者の業務
- (6) その他応援に必要な措置

第4節 防災教育、防災訓練の実施

特定事業所は、協力会社も含めた全従業員を対象に、次のとおり防災教育及び訓練を計画的かつ確実に実施し、平常時の安全確保と災害時の応急活動の万全を期する。

1 防災教育

- 平常時から、操作ミス、不注意あるいは作業基準に定める作業手順の省略等惰性、慣れから基本的な安全確認を怠ることのないよう、作業基準、点検整備基準等の安全保安教育を徹底する。
また、過去の事故事例等を活用して異常事態を想定し、的確な判断能力の付与及びその際とるべき措置の周知徹底、火災、爆発等の事故時の作業員の役割等を重点とした、協力会社を含めた安全保安教育を実施する。
- 地震、津波、風水害等の異常な自然現象に関する知識を習得するとともに、自然災害による被害の低減を図るための従業員の役割等を重点とした、協力会社の社員を含めた安全保安教育を実施する。
- 予想される装置のトラブルに速やかに対処できるよう、運転技術の向上及び運転装置、関連装置の習熟を図る。
- 事業所設備の操作・保守及び管理に従事する者を企業内講習会、企業外講習会などに積極的に参加させ、資格取得に対する援助をするなど全体のレベルアップを図る。
自衛防災組織の統括等防災業務の中心的役割を担う防災管理者等を、防災業務に関する研修・講習に積極的に参加させ、一層の能力向上が図られるよう努める。

2 防災訓練

- 公設消防隊、共同防災組織及び広域共同防災組織並びに近隣の特定事業者等と合同の総合訓練を実施し、地域防災体制の確立を図る。
- 訓練は、特に、設備の新設、組織変更、人事異動等があった時はその都度実施するように努め、迅速的確な対応が行えることを確認し、訓練を実施した際に生じた問題点をマニュアル等に反映させるとともに、次回訓練時にその検証を行う。
- 作業基準に沿った装置の緊急停止訓練等個別訓練を実施し、作業基準の徹底を図る。

第5節 啓 発 活 動

毒性ガスを扱うタンクやプラントで災害が発生した場合、ガスの拡散による影響範囲は火災や爆発に比べてかなり大きくなり、周辺地域の住民などへ影響を与える可能性も想定される。また、石油類の火災の場合、輻射熱による直接的な影響はほぼないにしても、走行中の車両に対して煙による視界不良により交通事故を引き起こすことも懸念される。可燃性ガスが拡散した場合には、近くを走行中の車が着火源となることも考えられる。

そのため、特定事業所は事業所の保安に向けた取組や防災体制について、適切な情報発信を行うほか、コンビナートにおけるリスクについても、周辺住民の理解促進を図るよう努める。

- 資料 5－ 1 危険物、高圧ガス施設等の保安措置
- 5－ 2 施設、設備の点検整備
- 5－ 3 施設、設備の運転停止時・開始時の安全措置
- 5－ 4 特定事業者間の相互連携措置
- 1 1－ 3 4 川崎市内の4共同防災組織における相互応援確認書
- 1 2－ 5 神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準
- 1 2－ 8 高圧ガス施設に係る行政指導基準

第2章 関係行政機関等における予防対策

関係行政機関は、特別防災区域における災害の未然防止と発災時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように特定事業所等に対する指導監督、消防力の整備等あらかじめ講ずべき対策をそれぞれの権能と責任において実施し、相互の協力により一体的防災対策を推進するとともに、災害状況に応じた業務継続性の確保を図ることにより、石油コンビナート等防災対策の万全を期すことに加え、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1節 特定事業所等に対する指導監督

県、関係市等の関係行政機関は、それぞれ石災法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等を指導、監督するとともに、自主保安体制の確立に向けて適切な助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化に努める。

1 立入検査

(1) 関係行政機関による立入検査

関係行政機関は、それぞれの立入検査権能に基づき、危険物、高圧ガス、毒物及び劇物等の安全取扱いと適正管理、消防、保安施設設備等の維持管理、各種規程類の整備状況等について定期及び随時に立入検査を実施する。

なお、関係行政機関は、相互に連携を図り、必要に応じて立入検査の結果等について、情報交換に努める。

(2) 関係行政機関による合同立入検査

特定事業所等における防災対策の適正化を図るため、災害の発生状況、発生原因及び特定事業所等の防災体制の現状等を踏まえ、各関係行政機関が協力して合同立入検査を定期及び臨時に実施する。

2 防災教育及び訓練

(1) 防災要員等に対する教育、訓練

県及び関係市（消防機関）は、防災要員等を対象に、関係法令をはじめ地震災害、産業災害に係る教育を行うほか、災害防ぎょ活動の教育、訓練を実施する。

(2) 防災管理者研修会

県は、事故の未然防止を図るため、防災管理者を対象とした研修会を開催する。

(3) 事故情報の積極的な提供

県及び関係市（消防機関）は、県内特別防災区域内で発生した異常現象等について、特定事業者に対し積極的に情報提供を行うよう努める。

第2節 石油コンビナート等防災施設等の整備

石油コンビナートに係る多種多様な災害に対応するため、関係行政機関は防災施設等の整備充実に努める。

1 県

(1) 防災資機材の整備

県は、泡消火薬剤等の防消火資機材について整備を行う他、石油コンビナート等特別防災区域協議会等と連携し、先進的な防消火資機材についても導入を促進する。

(2) スロッシング予測システム

県は、スロッシング波高を計算し溢流の可能性を即時に予測するシステムを運用しているが、必要に応じて改善、見直しを行い、より効率的な運用を図る。

2 関係市

(1) 消防力の整備

ア 消防車両の整備

石災法に基づく三点セット（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車）をはじめ、化学消防車等の特殊車両の計画的整備を推進する。

イ 消防車両の適正配置

特別防災区域を所管する消防署、出張所の位置及び建設計画とあわせて消防車両の適正な配置を図る。

ウ 水上消防力の整備強化

特別防災区域の地形的な特殊性を考慮し、消防艇を中心とした水上消防力の整備強化を図る。

エ 消防用資機材の整備強化

- ・ エアフォームノズル、オイルフェンスをはじめ、呼吸器、耐熱服及び破壊器具等消防用資機材を計画的に整備増強する。
- ・ 泡消火薬剤及び油処理剤について、保有量の増強と備蓄タンクの設置を検討し、備蓄基準を作成するほか、水溶性危険物の火災に対応するため、耐アルコール泡消火薬剤の備蓄についても整備強化を図る。

また、補助的施策として消火薬剤等の保有取扱業者から緊急調達の方策を講ずる協定等の締結を推進する。

(2) 防災道路の整備等

特別防災区域の安全性をより一層高めるため、道路、運河・河川、公園緑地、耐火建築物を構成要素として組み合わせるとともに、新たな緑地等を計画的に配置していけるよう、防災空間の確保に努める。

第3節 海上流出油防災体制の整備

1 東京湾排出油等防除協議会等

(1) 東京湾排出油等防除協議会

東京湾排出油等防除協議会は、東京湾において大規模な油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生した場合の防除活動について連携を図り、必要な事項を協議するとともに、湾内の各排出油等防除協議会の防除活動の総合調整を行うことを目的に組織し、次の業務を行う。

ア 東京湾排出油等防除計画の協議

イ 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整

ウ 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供

エ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

オ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(2) 横浜管内及び川崎管内排出油等防除協議会

横浜及び川崎の各港及び周辺海域において大規模な油等排出事故が発生した場合の防除活動

について連携を図り、必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的に組織し、次の業務を行う。

- ア 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- イ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ウ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- エ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

2 防災資機材等の整備

防災関係機関、特定事業所等は、オイルフェンス、油処理剤等、油流出事故に対する防除資機材等の整備充実に努める。

3 京浜臨海地区海域における運河遮断施設の整備

特定事業所等は、京浜臨海地区海域において大量の油流出事故が発生した場合、状況に応じて各運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するため、スライディングジョイント、オイルフェンス巻取機等の施設設置に努める。

第4節 防災訓練の実施

関係行政機関は、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、特別防災区域外に影響が及ぶことも想定して総合訓練又は個別訓練を、防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、年間計画等に基づき、日頃から実施に努める。

また、関係市消防機関においては、訓練シナリオの作成等について、県に対し適宜必要な支援を行う。

1 訓練種目

- (1) 石油コンビナート等防災本部運営訓練
- (2) 災害予防型訓練
 - ア 地震情報等伝達訓練
 - イ 非常参集訓練
- (3) 発災対応型訓練
 - ア 事業所による防災本部の設置・緊急措置訓練
 - イ 災害情報等伝達訓練
 - ウ 非常招集訓練
 - エ 災害通報・応援要請等訓練
 - オ 陸上流出油防ぎょ訓練
 - カ 出動（資機材集中）訓練
 - キ タンク火災消火訓練
 - ク タンク漏洩・拡散防止訓練
 - ケ 大容量泡放水砲等出動・設定訓練
 - コ 海上流出油防除訓練
 - サ 津波対策訓練
 - シ 船舶火災等消火訓練
 - ス 救出・救護訓練
 - セ 避難訓練

- ソ 住民広報訓練
- タ 警備交通規制訓練
- チ その他災害対策上必要な訓練

2 実施方法

災害想定に基づき、予想される事態に即応した場所を選定し、当該予想事態における災害の発生及び拡大の防止を図るために必要な訓練を図上又は実地にて実施する。また、大容量泡放水砲等出動・設定訓練にあつては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を広域共同防災組織等と共同して図上又は実地にて実施する。

第5節 啓 発 活 動

県及び関係市はコンビナート災害の影響が周辺住民に及んだ場合に円滑に避難行動が取れるよう、周辺住民に対し、継続的に情報提供を行い、必要な防災意識の普及啓発に努める。

第6節 米海軍鶴見貯油施設との連絡体制

米海軍鶴見貯油施設は、京浜臨海地区に所在し、第一種事業所に相当する危険物関係施設を有している。県及び横浜市は同貯油施設について、災害の未然防止、発災時の消防機関への連絡、災害が付近住民へ及ぶことがないような措置及び隣接事業所等の災害時における防災活動の相互応援等災害対策に関し緊密な協力体制を維持するよう日頃から米海軍当局と相互に調整を図る。

第7節 航空機事故による災害の防止

特別防災区域の上空においては、航空法第81条の規定による国土交通省航空局の指導がされているが、国、県及び関係市は、航空機事故による災害の発生を防止するため、次に掲げる災害の防止対策に努める。

1 航空安全確保に関する措置

(1) 特別防災区域上空における規制措置

東京空港事務所は、次により航空機の運航の監督及び行政指導の強化を行う。

- ・ 特別防災区域における航空法第81条但し書きの許可（省令に定める高度以下での飛行の許可）は行わない。
- ・ 東京国際空港に離着陸する航空機以外の航空機は、特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）上空における飛行を避けるとともに、やむを得ず飛行する場合は、高度3000フィート（約900m）以下の飛行は行わせない。
- ・ 特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）での事故・災害発生時には、救助活動等の妨げとならないよう、状況に応じて配慮した運用を行う。

(2) 防災関係機関の対策

ア 国土交通省航空局

- ・ 特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）上空の飛行経路・飛行回数を変更する際、県及び関係市に十分な事前調整を実施する。
- ・ 県、関係市、その他関係機関が行う防災対策を支援する。

イ 東京空港事務所

東京空港事務所は、航空機の墜落事故による災害の発生を未然に防止するため、次の予防措置を行うとともに、訓練の実施など、不測の事態の発生に備える。

(ア) 安全運航の徹底を図るための指導・監督

(イ) 航空に関する防災知識の普及

ウ 県及び関係市

必要に応じ東京空港事務所に対し、航空機の運航の監督及び行政指導の強化を要請する。

エ 連携強化

国、県、関係市は、特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）における航空機事故による災害発生の未然防止と拡大防止を図るため、連携の強化を図る。

	電話番号	FAX 番号
東京空港事務所	03(5757)3020	03(5757)3040
神奈川県くらし安全防災局	045(210)1111	045(210)8829
川崎市危機管理本部危機対策部	044(200)2890	044(200)3972
川崎市消防局	044(223)1199	044(223)2619

2 災害予防対策、災害応急対策の実施

特別防災区域において、航空機事故による災害発生の未然防止のための災害予防対策及び災害の発生又はそのおそれがある場合の応急対策は、本編及び「第5編 災害応急対策計画」によるほか、災害の状況に応じ県及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な措置を実施する。

第8節 原子力災害に対する防災体制の整備

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編第1章第2節3(2)」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編 第1章第2節1(2)」に基づき実施する。

- 資料 11-19 神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱
- 11-20 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書【横浜市】
- 11-21 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書【川崎市】
- 11-23 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書【JX日鉱日石エネルギー株式会社根岸製油所】
- 11-15 県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱
- 11-35 石油コンビナート等防災資機材の保管に関する協定書
- 11-29 東京湾排出油等防除協議会会則
- 11-38 危険物タンクのスロッシング被害予測システムの運用にかかる機器の設置及び管理に関する協定書
- 12-15 石油コンビナート地域における航空機事故による産業災害の防止について
- 12-16 スロッシング予測システムについて

第3章 公共施設等の安全対策の推進

「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第2章第3節及び第6節」に基づき実施する。

第4章 避難計画の策定

1 関係市

関係市は、爆発等の影響が特別防災区域外にも及ぶような大規模な災害も想定したうえで、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、住民等を対象に次の事項を内容とした避難計画を随時見直す。

- (1) 避難指示を行う基準
- (2) 避難指示の伝達方法
- (3) 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難地への経路及び誘導方法
- (5) 避難地等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 特定事業所等

特定事業所等は、災害時に迅速かつ的確な避難が行えるよう、従業員はもとより協力会社の社員や来訪者も含めた関係者全てを対象に、次の事項を内容とした避難計画を策定し、関係者へ内容の周知徹底を行う。

- (1) 避難体制
 - ア 指揮命令系統
 - イ 避難指揮者
 - ウ 情報伝達施設
 - エ 避難場所
 - オ 避難場所への経路
- (2) 避難の実施
 - ア 避難命令を行う基準
 - イ 地震情報等及び避難命令の伝達方法
 - ウ 避難場所への誘導方法
 - エ 海上避難方法
- (3) 避難に関する教育、訓練の実施

*地震情報等とは、津波警報等〔津波警報（大津波）、津波警報（津波）、津波注意報〕及び震度速報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等の地震・津波に関する情報をいう。

第5章 情報連絡体制の整備

異常現象その他の災害情報及び地震情報等を迅速、的確に受理、伝達するため、必要な体制の整備を図る。

第1節 連絡体制の確立

県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、次により災害情報の受理、伝達に必要な連絡体制の確立を図る。

1 県

県は、その内部組織に対応した情報連絡体制を整備確立し、応援要請が必要となる場合を考慮して、自衛隊、隣接他都県、防災関係機関等に対してあらかじめ相互連絡を講じておくものとする。

2 関係市

関係市は、当該市の内部組織に対応した情報連絡体制を整備確立し、災害情報活動に万全を期する。

(1) 消防機関

- ア 災害発生特定事業所等からの通報受理
- イ 災害出場時等における積極的情報収集活動
- ウ 当該市の防災主管課関係部局、県、隣接関係市の消防部局、防災関係機関等との相互連絡

(2) 防災主管課

- ア 消防部局及びその他関係部局との相互連絡
- イ 県（くらし安全防災局）との相互連絡
- ウ 隣接関係市の防災主管課との相互連絡
- エ 防災関係機関等との相互連絡

3 上記以外の防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、各々その組織を通じて所掌の情報収集に努めるとともに、応急対策を効果的に実施するため、相互に情報連絡を行う体制を確立する。

4 特定事業所等

特定事業所等は、災害の発生、進展状況に応じた連絡、通報等を行うため連絡、通報組織の確立、通報責任者及び情報処理担当者の選任等万全の体制を確立する。

第2節 防災通信網の整備

県、関係市及び特定事業所は、災害情報等の収集、伝達のため、防災通信網を整備する。

1 県

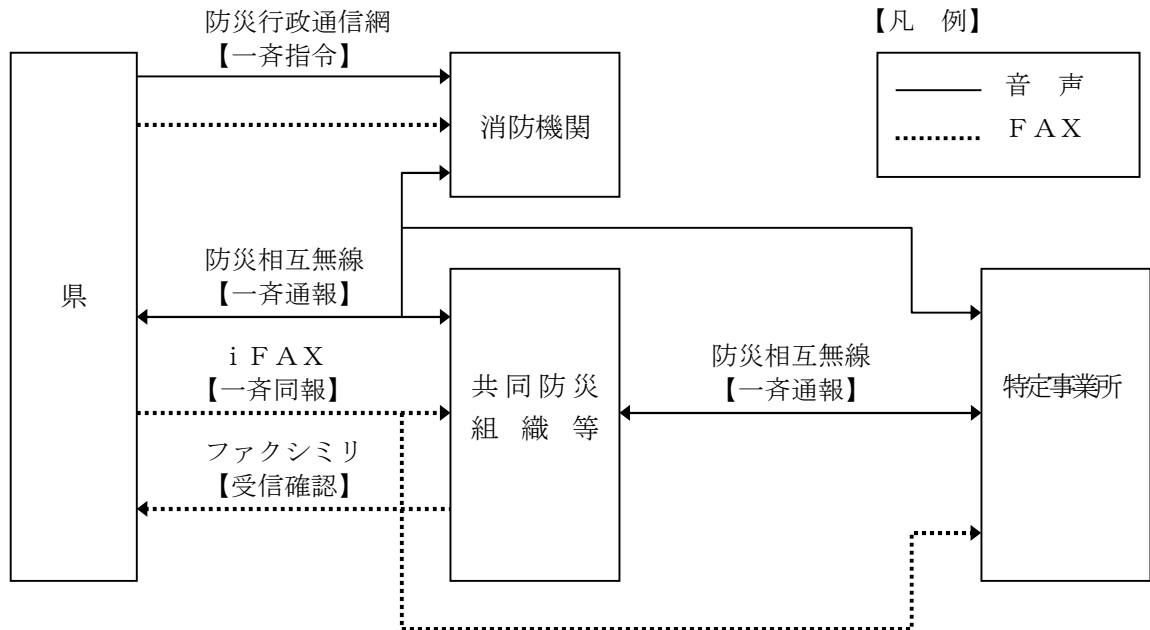
県は、「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第3章第1節」で定めるもののほか、関係市（消防機関）、共同防災組織及び特定事業所との緊密な連絡を確保するため、神奈川県石油コンビナート等防災相互無線の効率的な運用を図るとともに、より機能的な災害時の情報の収集伝達体制の整備を図る。

(1) ファクシミリ一斉同報システム

県は、ファクシミリ同報サービスにより、定期的に通信受伝達訓練を実施し、共同防災組織、特定事業所との間で迅速な情報の受伝達が行えるよう努める。

(2) 石油コンビナート等防災相互無線

ファクシミリ一斉同報を補完するものとして、石油コンビナート等防災相互無線による通信受伝達訓練を定期的の実施し、関係市消防機関、共同防災組織、特定事業所等の間で迅速な情報の受伝達が行えるよう努める。



2 関係市

関係市は、事業所及び住民等に対する災害情報の提供及び被害情報の収集、伝達手段の整備に努める。

3 特定事業所

特定事業所は、災害発生時等における通信手段として、神奈川県石油コンビナート等防災相互無線局の適正な管理、運用を図るほか、非常通信体制の整備を推進する。

- 資料 6－ 1 通信発信文例
 6－ 2 石油コンビナート等特別防災区域ファクシミリ一斉同報の情報伝達事項
 6－ 3 神奈川県石油コンビナート等防災相互無線系統図

第6章 防災に関する調査研究

石災法等関係法令の運用並びにこの計画の整備充実に資するため、特別防災区域、特定事業所等の実態をはじめ、災害の特性、災害の防止等に関する調査、研究を必要に応じ実施し、その成果について十分な活用を図る。

1 特別防災区域及び特定事業所等の実態調査

関係行政機関は、特別防災区域及び特定事業所等に係るそれぞれの所管事項について、実態の把握、整理に努め、必要な場合は、相互に情報の交換を図る。

2 地震動特性調査

県（防災本部）は、特別防災区域内各地の地盤特性等による短周期及び長周期地震動の現われ方を把握するため、関係事業所等の協力を得て当該区域内に設置している地震計の観測データを随時、調査、集積、分析することによりその後の地震対策に資する。

3 特別防災区域に係る災害原因等の調査研究

関係行政機関及び石油コンビナート等特別防災区域協議会は、特別防災区域で発生した災害の原因等の調査を実施し、今後の防災対策の強化に努めるとともに、災害の態様、規模等の特殊性から、特に調査研究を要するものについては、適宜調査研究会等を開催し、共同して調査研究を推進する。

4 防災技術等に関する調査研究

関係行政機関は、独自に又は専門機関等に委託して調査研究を推進し、その成果の有効な活用を図る。

5 京浜臨海地区の防災対策及び防災空間に関する調査研究

京浜臨海地区には、危険物施設等が集積している一方、隣接地域には密集市街地が存在するため、防災性の一層の向上が必要となっている。

このため、県、横浜市及び川崎市は「県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会」を中心に、臨海地域の防災対策及び防災空間の確保等について調査研究を進める。

第5編 災害応急対策計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発、石油等の漏えい若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、相互に協力して一体的な応急活動体制を確立し、災害の防ぎよ等応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第1章 応急活動体制

第1節 石油コンビナート等防災本部

防災本部は、災害発生時には「第2編防災組織 第1章防災本部 2 石油コンビナート等防災本部」に定められた所掌事務のうち応急活動に関する業務を行う。

1 本部長の業務

(1) 本部員の招集

本部長は、特別防災区域に係る大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災本部活動の統一的運営を図ることが必要と認めるときは、本部員を招集し、「神奈川県石油コンビナート等防災本部運営要綱」に基づき、石油コンビナート等防災本部会議を開催する。

(2) 現地本部の設置及び現地本部員の指名

本部長は、現地本部を設置した又は現地本部長から設置の報告を受けた場合は、その旨を本部員に通知するとともに、現地本部長の意見若しくは要請を参考として当該災害の応急対策活動を迅速かつ総合的に実施するために必要な現地本部員を本部員のうちから指名する。

(3) 本部連絡員の派遣要請

本部長は、必要に応じ、本部員に防災本部への本部連絡員の派遣を要請する。

2 事務局の業務

事務局は、石災法及び本計画に基づく本部長及び防災本部に係る次の事務を執行する。

- (1) 本部員及び本部連絡員の防災本部への参集連絡
- (2) 災害及び防災活動に関する情報の収集及び本部構成機関への伝達
- (3) 現地本部との連絡調整
- (4) 本部長の指示内容の現地本部への伝達
- (5) 防災関係機関等に対する応援要請等の連絡
- (6) 防災活動等に必要な防災資機材等の調達
- (7) 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- (8) 災害及び防災活動に関する情報の整理及び報道機関への情報提供
- (9) 災害情報管理システムの運用
- (10) 危険物タンクスロッシング被害予測システムの運用
- (11) 大容量泡放射システムの運用に係る連絡調整
- (12) その他応急対策上必要な事項の処理

3 本部連絡員の業務

本部員は、防災本部から要請があった場合、本部連絡員を防災本部に派遣する。派遣された本

部連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 当該本部員の補佐
- (2) 防災本部と所属機関との情報連絡
- (3) 関係市消防機関の本部連絡員については、上記「2 事務局の業務」の補佐

第2節 石油コンビナート等現地防災本部

1 現地本部長の業務

- (1) 現地本部の設置
現地本部長は、現地本部を設置したときは、直ちに本部長に対し設置の報告をするとともに、必要な現地本部員の指名を要請する。
- (2) 現地本部員の参集連絡
現地本部長は、本部長が指名した現地本部員に参集連絡を行い、現地本部を運営する。また、必要に応じ、市災害対策本部との一体的運営を図る。
- (3) 特定事業所等職員の招集
現地本部長は、災害及び応急活動等の状況を把握し、今後の応急対策を確立するため、必要に応じ、災害発生事業所、関係特定事業所及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の職員の現地本部への派遣を求める。
- (4) 市関係職員の招集
現地本部長は、現地本部が行う応急対策に必要と認める市関係職員を招集する。
- (5) 現地本部連絡員の派遣要請
現地本部長は、必要に応じ、現地本部員に現地防災本部への現地本部連絡員の派遣を要請する。

2 現地本部事務局の業務

現地本部の運営を円滑に実施するため、現地本部に「現地本部事務局」を設置し、次の業務を行う。

- (1) 現地本部員及び現地本部連絡員の現地本部への参集連絡
- (2) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達
- (3) 防災本部との連絡調整
- (4) 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
 - ア 特定事業所相互応援の連絡調整
 - イ 消防機関との連絡調整
 - ウ 海上保安部（署）等との連絡調整
 - エ ライフライン事業者との連絡調整
- (5) 現地本部決定事項の防災関係機関への連絡
 - ア 県警察による交通規制等の要請
 - イ 緊急消防援助隊の応援要請
 - ウ 自衛隊の応援要請
 - エ その他広域応援活動の要請
- (6) 応急対策活動に必要な防災資機材等の調達
- (7) 災害及び応急対策活動に関する情報の整理及び報道機関への提供
- (8) その他応急対策上必要な事項の処理

3 現地本部連絡員の業務

現地本部員は、現地本部から要請があった場合、現地本部連絡員を現地本部へ派遣する。派遣された現地本部連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 当該現地本部員の補佐
- (2) 現地本部と所属機関との情報連絡

4 解 散

本部長は、現地本部長と協議し、災害の危険がなくなつたと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散する。

- 資料 1 1 - 6 神奈川県石油コンビナート等防災本部等初動対応マニュアル
1 1 - 3 6 大容量泡放射システムの輸送等に関する活動要領
1 1 - 3 7 第5地区大容量泡放射システム運用連絡会設置及び運営要領

第2章 災害情報の収集、伝達

第1節 地震情報等の受理伝達

「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第4章第1節1」で定める方法によるほか、防災本部事務局は、特定事業所に対し、ファクシミリ一斉同報システム及び石油コンビナート等防災相互無線を用いて伝達する。

第2節 災害情報の連絡及び報告

1 災害発生事業所からの連絡

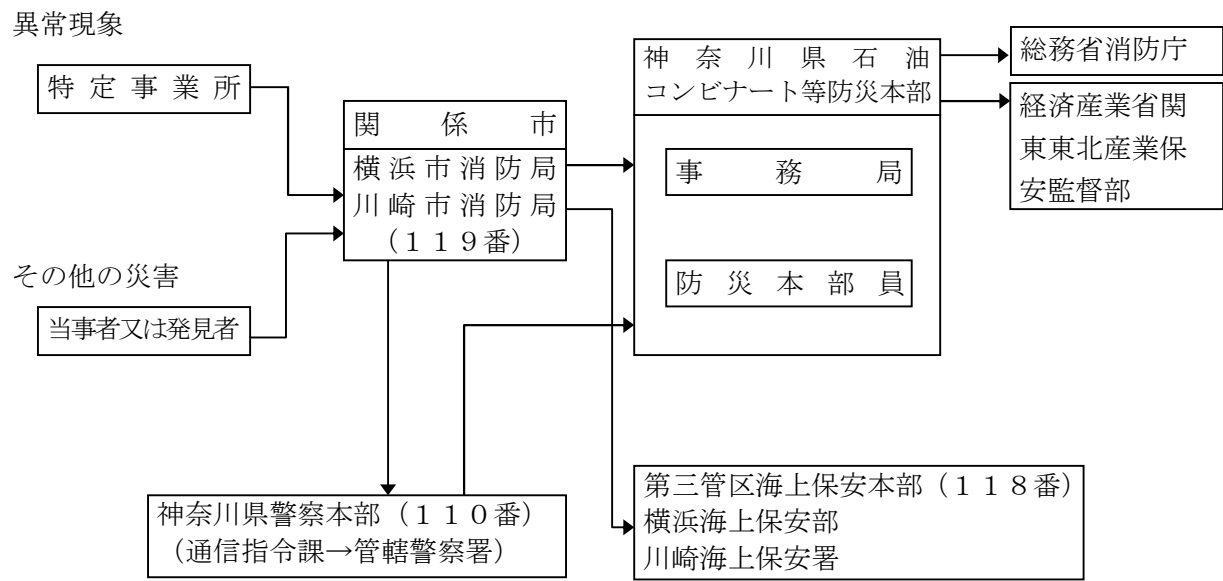
- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏えい、流出その他の事故の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話 119 番）に連絡する。
また、特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。
- 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。

2 消防機関の措置

災害の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、防災本部並びに警察本部及び海上保安本部に連絡する。

3 連絡及び報告の方法

連絡及び報告の方法は、有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。



4 防災本部等への災害発生報告

災害の報告は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条に基づく火災・災害等即報要領第 2 号様式（様式 1）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

- ① 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、当該火災・災害等が発生した地域の属する関係市は、火災・災害等に関する即報を防災本部を通じて行う。
- ② 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、防災本部は、関係市からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に対して行う。
- ③ 直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、関係市は、第一報を防災本部に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、関係市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
- ④ 関係市は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。防災本部は、関係市からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、関係市からの報告を待たずに情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行う。

第3節 防災本部への災害・応急措置の報告

石災法第26条で定める災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者（関係市長、第三管区海上保安本部長等）は同条の規定に基づき、現在の体制及び実施した応急措置の概要等について、本部長の求めに応じ、防災本部に報告し、本部長は防災関係機関内の情報共有を図る。

なお、現地本部が設置されたときは、現地本部に報告し、現地本部は防災本部に報告する。

また、災害の当事者である特定事業所は、防災活動終了後2週間以内に「石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告（様式2）」を用いて、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、防災本部に報告する。

第4節 大規模地震発生時の施設被害状況の報告

大規模地震発生時には「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」に基づき、施設被害の情報を共有する。

様式1

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名

1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

2 危険物等に係る事故

3 原子力施設等に係る事故

4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分		
都 道 府 県			
市 町 村 (消 防 本 部 名)			
報 告 者 名			

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重 症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽 傷	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 数	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織		
			共同防災組織		
			そ の 他		
		消 防 本 部 (署)			
		消 防 団			
		海 上 保 安 庁			
		自 衛 隊			
		そ の 他			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式2

年 月 日

神奈川県石油コンビナート等防災本部長 殿

石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告

報告者

事 故 (災 害) の 名 称			
事故（災害）の発生日時		年 月 日 時 分	事業所の名称
事故（災害）の発見日時		年 月 日 時 分	所 在 地
通 報 日 時		年 月 日 時 分	特定事業所の別
通報 先・元（通報方法）		()	事業所の業態
鎮火又は処理終了時刻		年 月 日 時 分	主な製造・貯蔵 取 扱 い 品 目
	事 故 の 種 類	①漏洩 () ②放出 () ③火災 () ④爆発 () ⑤中毒等 () ⑥破損 () ⑦電気系統事故 () ⑧プラント停止 () ⑨海上流出 () ⑩その他 ()	
	事 故 の 場 所	施設・設備の規模等 A塔 槽 類 ①加熱炉 ②反応炉 ③蒸留器 ④熱交換器 ⑤分離塔 ⑥貯槽 ⑦容器 ⑧その他 () B回転機器 ①圧縮機 ②ポンプ ③送風機 ④その他 () C配 管 系 ①配 管 ②継 手 ③弁 ④その他 () D付属施設 ①安全弁・破裂板 ②緊急遮断弁等 ③計装・液面計等 ④断熱材 ⑤溝・ピット等 ⑥その他 () Eユーティリティ ①ボイラー ②変電所・電源等 ③その他 () F 荷役設備 ①陸上設備 ②海上設備 ③その他 () G輸送設備 ①普通自動車 ②トラック ③タンク ④タンクローリー ⑤ボンベ ⑥クレーン車 ⑦その他 () Hそ の 他 ①計器室 ②倉庫 ③研究室 ④事務所等 ⑤その他 ()	
	人 的 被 害	A 死亡者 名 () 死者の氏名・性別・年令・所属等 B 重傷者 名 () C 軽傷者 名 ()	
	物 的 被 害	種類 () 面積 (m ²) 流出等の量 ()	
損 害 額			

	原因	A設備関係 ①構造設計不良（ ）②材料不良（ ） ③工作不良（ ）④計装制御系統の欠陥⑤劣化（ ） ⑥外部加重又は衝撃（ ）⑦その他（ ） B運転管理関係 ①作業情報の提供・伝達の不備（ ） ②認知・確認のミス（インプットミス）（ ） ③誤判断（中枢処理のミス）（ ） ④誤操作（アウトプットミス）（ ） ⑤技量未熟（経験不足）⑥作業基準の不備 ⑦指揮命令の不備 ⑧点検不良 ⑨補修不良 ⑩その他（ ） 〔事故原因（記述）〕
	事故(災害)に至る経過	
	事故時の運転状況	①定常時運転 ②スタートアップ操作時 ③シャットダウン操作時 ④定修時 ⑤修理（不定期） ⑥その他（ ）
	防災活動及び措置状況	出動人員 名（内訳 ） 出動車両 台（内訳 ） 防災資機材 出動船舶数 隻 品名 数量 〔防災活動（措置）の状況〕
	事故から得た教訓及び 事故後の改善措置の重点	
	その他	

（備考） 最終報告は、防災活動終了後2週間以内に行うこと。

資料 12-4 異常現象の範囲について（通知）

第3章 通信の確保

第1節 通信手段の確保

県及び関係市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図る。

また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請する。

1 災害時の通信連絡

- 県、関係市及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは、被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行う。
- 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努める。
- 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT東日本が指定した災害時優先電話を利用する。

○ NTT東日本の措置

加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行う。

2 各種通信施設の利用

地震災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

(1) 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用する。

(2) 非常通信の利用

県、関係市及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(4) 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

(5) 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請する。

第2節 県石油コンビナート等防災相互無線等の運用

特別防災区域に係る災害発生時における防災関係機関等の相互通信連絡手段の確保を図るため、県及び関係市並びに共同防災組織等及び特定事業所に整備した県石油コンビナート等防災相互無線や、県、共同防災組織及び特定事業所に整備した「ファクシミリ一斉通報システム」を有効に活用する。

第3節 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」や「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により行い、通信の種類と手段は次のとおりである。

1 通信の種類

- (1) 緊急通信 地震その他緊急の事態が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに行う緊急を要する通信
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信
- (3) 一斉通信 複数の通信局に対して同時に一方的に行う通信
- (4) 個別通信 個別の通信局間で行う通信

2 通信の手段

通信は、音声又はファクシミリにより行う。

- | | | |
|----|-----------|--------------------------------------|
| 資料 | 1 1 - 7 | 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信無線局の管理及び運用に関する協定書 |
| | 1 1 - 8 | 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局運用規程 |
| | 1 1 - 9 | 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局運用要領 |
| | 1 1 - 1 1 | 神奈川県石油コンビナート等特別防災区域ファクシミリ一斉通報運用要領 |

第4章 災害の防ぎょ活動

特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設及びその他の施設において、火災、爆発、漏洩等の災害が発生した場合は、特定事業所等が行う防ぎょ活動により地域住民等の安全を確保するとともに、消防機関、海上保安本部が効果的な防ぎょ活動を実施する。

第1節 特定事業所等における防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の発生と拡大の防止活動を迅速かつ効果的に実施するため、施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を自らの安全を確保しつつ実施する。

1 緊急措置

特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行う。

2 警戒措置

(1) 特定事業所等

特定事業所等は、地震の発生又は地域内で災害が発生した場合、災害を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を行う。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

(2) 自衛防災組織等

特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、安全を確保しつつ可能な限り、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講ずる。

3 防災資機材の輸送

広域共同防災組織は、その構成事業所から大容量泡放水砲等の出動の要請を受けたときは、大容量泡放射システムの輸送車両に関する協定書に基づき、直ちに大容量泡放水砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。

4 災害の防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防ぎょ活動を行う。

また、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織は、防災管理者の指揮のもと、公設消防隊の統制下に入り、共同して災害の鎮圧に全力をあげる。

5 災害の拡大防止措置

特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。

6 災害防ぎょ活動への協力

特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所等の行う防ぎょ活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防ぎょ活動に努める。

第2節 消防機関等における防ぎょ活動

関係市の消防機関は、特別防災区域内における災害防ぎょ活動を次のとおり実施する。

1 災害防ぎょ活動の原則

(1) 現場指揮本部の設置

消防機関は現場指揮本部を設置し、消火活動の基本方針を早期に決定し、現場指揮本部長の命により統一性のある行動をとる。現場指揮本部の位置は、現場と連携を保ち指揮連絡、情報収集に最も便利な位置とする。

(2) 火災警戒区域等の設定

災害防ぎょ活動の適正化と住民に対する避難措置等を適切に実施するため、現場の災害態様に応じて火災警戒区域又は、消防警戒区域を設定して住民の安全確保と災害の早期鎮圧を図る。

(3) 現場広報及び避難指示

現場指揮本部は必要事項を的確に指示し、住民等に対して適正な現場広報を実施する。

災害規模が拡大し、現場にいる消防長又は消防署長が付近住民を避難させる必要があると認めたときは、速やかに避難の勧告並びに適切な誘導を実施する。

2 扇島に関する消防業務

横浜・川崎両市域に係る扇島区域内における消防業務の執行に当たっては、横浜市消防長と川崎市消防長との間で締結した「扇島に関する消防業務協約」に基づいて行う。

3 応援要請（協力）

消防機関は、災害が拡大し、又は拡大するおそれがある場合、必要に応じ、「第11章応援要請第2節その他の機関に対する応援要請」に定めるところにより海上保安部（署）、防災関係機関に応援を要請し、相互に連携して災害応急活動を実施する。

4 防災資機材等の活用

関係市（消防機関）は、必要に応じて、県が備蓄する防災資機材等を活用し、災害応急活動を実施する。

5 各消防機関の出動及び資機材輸送対策

(1) 横浜市消防局

ア 出場基準

「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）」に基づき、出場させる。

イ 資機材等の緊急輸送対策

(ア) 消火薬剤の搬送

○ 消火薬剤の搬送は「消防隊等災害出場計画（石油コンビナート出場計画）」に基づく原液搬送隊及びその他の搬送隊により行う。

○ 消火薬剤は消火薬剤備蓄タンク（12,000ℓ）3基（大黒町、磯子、ヘリポート）から計33,900ℓを原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。

(イ) 油処理剤の搬送

流出油等の処理剤は各署所へ分散備蓄しており、災害の規模に応じ、消防隊が積載搬送を行う。

(ウ) オイルフェンスの搬送

鶴見水上消防隊（よこはま、まもり）が積載し出場する。

(2) 川崎市消防局

ア 出場計画

特別防災区域の危険物火災に対処するため、大型化学車、大型高所放水車、原液搬送車及び水源車を中心とした消防隊等の運用を特別に編成する。「石油コンビナート等特別防災区域火災出場区分」に基づき、第1出動11隊が出場し、規模に応じて特別第1号5隊、特別第2号7隊及び特別第3号6隊が引き続き出場する（緊急配備消防隊等を除く）。

イ 資機材等の緊急輸送計画

(ア) 消火薬剤の輸送計画

a 使用順位

- (a) 川崎市消防局が保有するもの（神奈川県からの委託管理を含む）
- (b) 災害発生事業所が保有するもの
- (c) 災害発生事業所が加盟する共同防災組織が保有するもの
- (d) 隣接の共同防災組織が保有するもの
- (e) 川崎市と需給契約を締結している備蓄業者から緊急調達するもの

b 消火薬剤の輸送方法

- 川崎市消防局保有のものは、「川崎市消防局警防規程」に定める車両及び緊急輸送契約業者により輸送する。
- 川崎市消防局保有以外のものは、現地本部長又は消防局長の特命により、保有事業所、共同防災組織、需給契約業者及び輸送契約業者と協議のうえ輸送する。
- 輸送にあたっては、緊急車による誘導又は警察機関に協力を要請して輸送の迅速化を図る。
- 消火薬剤の受領場所は、火災現場付近で消防隊等の供給に便利な場所とする。

(イ) その他の輸送計画

食糧、車両燃料及び消防用資機材は、輸送車、消防車両及び借上車両を十分に活用して災害現場に緊急輸送する。

第3節 第三管区海上保安本部における防ぎょ活動**1 初動措置**

- 災害発生の通報を受けたときは、直ちに巡視船艇、航空機を現場に急行させ、状況の把握に努める。
- 災害の態様を災害発生時の通報系統により、防災関係機関に通報する。
- 大規模排出油等の場合は、防除措置義務者を指導するとともに、その措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、巡視船艇等により防除措置を講ずる。また火災の場合は、消防船艇を急行させる。
- 必要に応じ職員の非常呼集を行い、職員、船艇、航空機の非常体制の早期確立を図る。

2 防災体制

- 防災活動を一元的に実施するため、火災及び排出油等の規模、態様に応じ、第三管区海上保安本部（以下「三管本部」という。）に対策本部を設置する。
- 東京湾内各海上保安部署に所属する巡視船艇等の出動を指令する。
- 大規模排出油等の場合は、防除措置義務者を指導するとともに、その措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、必要に応じ指定海上防災機関に防除措置の実施を指示する。
- 大規模排出油等の場合は、管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整を行うため、同協議会総合調整本部を設置する。

- 海上火災の場合は、海上災害の拡大防止のため必要があると認めるとき、船舶所有者等の原因者に対し必要な措置を講ずべきことを命ずる。

3 防ぎょ措置

(1) 火災

- 海上における消防船艇により消火、延焼防止を行う。
さらに可能な場合は、必要に応じ、県及び関係市からの要請に基づき、地方公共団体の活動を支援するものとする。
- 火災の規模により指定海上防災機関の消防船及び事業所が保有する消防能力を有する船艇と協力し、消火に当たる。

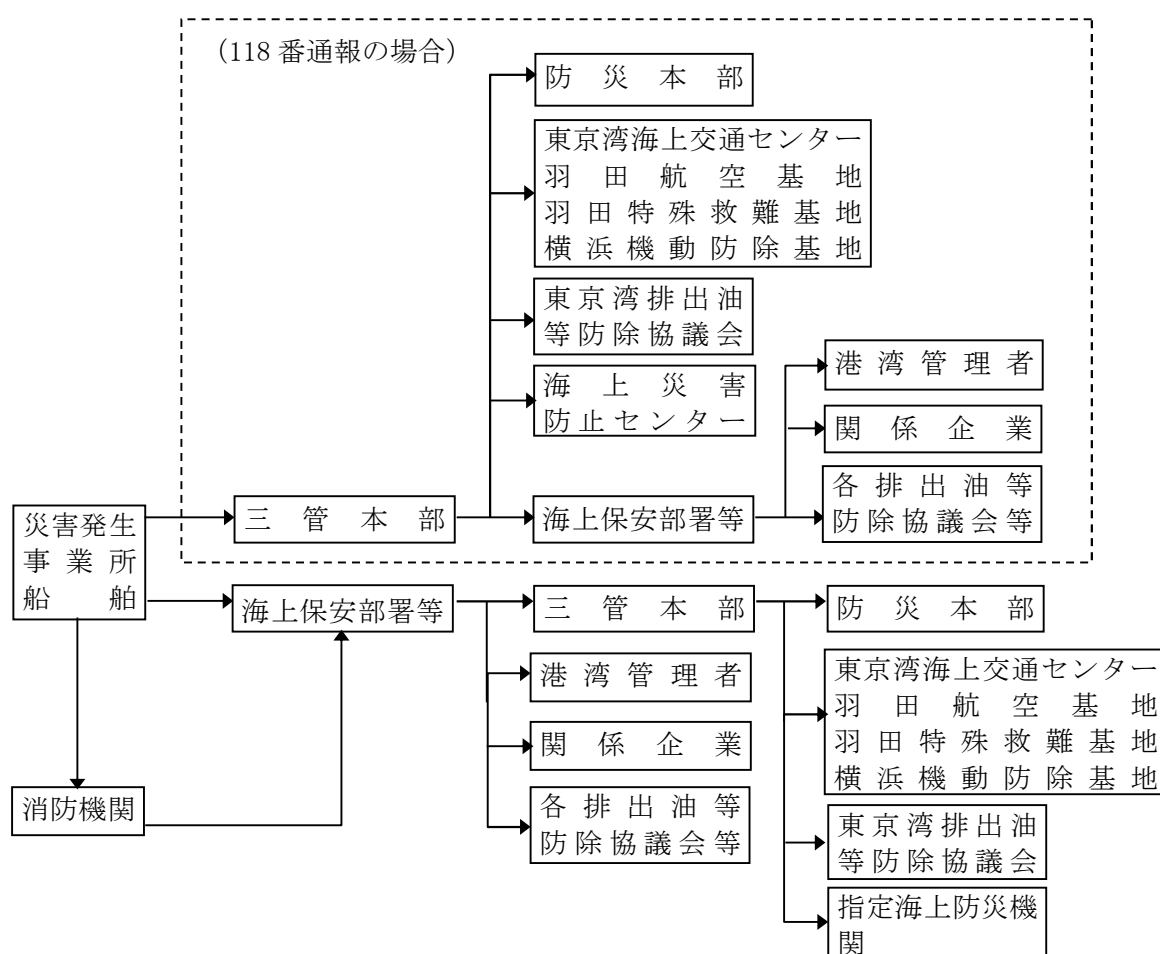
(2) 排出油等

- 通報を受けた場合は、防除措置義務者が行う措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、必要に応じオイルフェンスを展開して排出油等の拡散を防止する。
- 共同防災組織に対し緊急に所定の場所にオイルフェンスを展開するよう指導する。
- 防除措置義務者が行う措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、必要に応じ排出油等の海上における回収等の措置を行う。

4 二次災害防止措置

- 巡視艇により周辺海域を警戒し、状況に応じ周辺海域の船舶を退去させ、又は周辺海域への船舶の進入を禁止する等周辺海域航行船舶等の安全措置を行う。
- 危険物の流出により、海上火災の発生するおそれがあるときは、当該海域において、火気の使用を制限し、若しくは禁止する。
- 船舶の海上火災の場合、周辺海域において災害の危険が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、当該船舶の所有者に対し安全な海域にその船舶の曳航を指示する。
- 巡視艇によりガス検知を行い、ガスの拡散と危険範囲の状態を把握し、作業船及び周辺航行船舶に周知する。
- ガス検知により、火災、爆発及びガス中毒の危険が沿岸住民等に及ぶおそれがあると判断される場合は、消防、警察等に通報する。
- 排出油等防除のため油処理剤を使用する場合は、薬剤の適切な使用方法及び水資源等に影響を与えることのないよう指導する。
なお、海上災害発生時の海上保安部における通報系統は次のとおりである。

海上災害発生時の海上保安部における通報系統



第4節 京浜臨海地区海域における排出油防除活動

防災関係機関、特定事業所は、京浜臨海地区の海域に大量の油流出事故が発生した場合、状況に応じて各運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するとともに流出油の除去を実施する。

- 資料 3－ 1 関係市消防機関における消防力等
 3－ 2 特定事業所における消防力等
 3－ 3 共同防災組織における消防力等
 3－ 4 広域共同防災組織における消防力等
 3－ 5 石油コンビナート特別防災区域における消防力等
 3－ 6 防災関係機関における消防力等
 7－ 1 消防機関の災害態様別防ぎょ内容
 7－ 2 消防機関の災害出動基準
 7－ 3 特定事業所等の防ぎょ活動内容

第5章 災 害 広 報

災害発生時には、特別防災区域及びその周辺地域をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。県、関係市等の防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

第1節 県及び関係市等の防災関係機関の広報

1 県の広報

(1) 広報の内容

防災本部は、流言飛語による社会混乱の防止のため、次の事項について積極的に広報する。

- ア 災害の状況に関すること
- イ 関係市長が実施した避難に関すること
- ウ 応急対策活動の状況に関すること
- エ 流言飛語の防止に関すること
- オ その他県民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

(2) 広報の方法

防災本部は、次により広報活動を行う。

- ア 放送機関への要請
「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して、広報を要請する。
また、県民への防災本部設置の伝達、混乱防止のために、知事談話の放送を要請する。

要請の窓口

放送機関名	県庁内線	加入電話及び担当窓口
日本放送協会横浜放送局	8 5 7 3	211-0737 放送部
(株)アール・エフ・ラジオ日本	8 5 7 4	231-1531 総務部
(株)テレビ神奈川	8 5 7 5	681-7242 報道部
横浜エフエム放送(株)	—	223-2585 ニュース室 223-2562 マスター（夜間）

イ 報道機関への要請

「災害時における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請する。

・協定締結先一覧（各横浜支（総）局・支局） 日本テレビ(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、朝日新聞社(株)、(株)毎日新聞社、(株)読売新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)東京新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(社)共同通信社、(株)時事通信社
--

ウ 一般広報

- (ア) 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報
- (イ) 市等の広報媒体を活用した広報

- (ウ) 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- (エ) 必要に応じたヘリコプターによる広報
- (オ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- (カ) 新聞紙面購入による広報
- (キ) ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

2 関係市の広報

関係市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報する。

- (1) 災害の状況に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 応急対策の活動状況に関すること
- (4) その他住民生活に必要なこと

第2節 上記以外の防災関係機関の広報

上記以外の防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等をそれぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市及び報道機関に広報を要請する。

第3節 特定事業所の広報

特定事業所は、防災関係機関と協力して、近隣住民に対してあらかじめ定める緊急連絡網や広報車等により災害の状況等必要な広報活動を行う。

また、発災時には被害状況を把握・整理し、従業員、来所者及び防災関係機関に対して迅速に広報を行う。

資料 12－9 放送機関の広報

第6章 避難対策

特別防災区域に係る災害から地域住民の生命の安全を確保するため、次により避難活動を実施する。

第1節 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのため人命の保護その他災害の防止等を図るために必要があると認められるときは、関係市長等は危険地域の住民等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な指示を行う。

なお、関係市長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行う。

- 避難を要する理由
- 避難指示の対象地域
- 避難先とその場所
- 避難経路
- 注意事項

1 関係市長の措置

関係市長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行う。この場合、必要に応じ、避難すべき場所を指示する。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告する。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

2 警察官等の措置

警察官又は海上保安官は、災害現場において関係市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなくこれを行わなければ時機を失するような場合）、又は関係市長から要求のあったときは、必要に応じ、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をする。この場合その旨を関係市長に速やかに通知する。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、必要に応じ、避難の措置を講ずることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。

3 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じる。

また、関係市長（若しくはその委任を受けた吏員）又は関係市長からの要求により、関係市長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、必要に応じ、警戒区域を設定する。これらの避難措置をとったときは、直ちに、その旨を関係市長に通知する。

4 知事の措置

知事は、関係市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難準備情報の発表、避難の指示、警戒区域の設定を市長に代わって行う。

第2節 関係市の避難対策

関係市は次のとおり避難対策を実施する。特に、京浜臨海地区においては不特定多数の住民が利用する施設が立地していることから、今後はこれらの施設の利用者も含めた避難対策のより一層の強化を図る。

1 横浜市の避難対策

(1) 避難の措置

区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関の協力のもとに避難の指示を行う。

なお、複数の区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときは、市長名で行う。

(2) 避難の方法

市長又は区長は、災害状況を総合的に判断して、危険地域内の住民等を避難させる必要があると認めたときは、防災関係機関の協力のもとに、的確な避難活動を行う。

ア 避難活動の種類

(ア) 緊急避難

特定事業所及び隣接事業所等において火災、爆発等の災害発生により、その危険が切迫した場合、現場から緊急避難させる。

(イ) 一時避難

火災、爆発、有毒性ガスの流出等の災害が発生し危険がある場合、危険地域内の住民等を付近の安全な空地、公園、学校等に一時的に避難させる。

(ウ) 広域避難

災害が拡大した場合、危険地域内及び周辺地域の住民等の安全を確保するため、広域避難場所へ避難させる。

(エ) 海上避難

特別防災区域内の島部と内陸部あるいは島部相互間において、橋りょう等が落下し交通手段等が途絶えた場合は、災害状況及び態様等に応じ、関係機関と協議のうえ、横浜海上保安部へ救助を要請するとともに、その他の関係機関の保有船舶等により避難を実施する。

なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。

イ 避難対象地域

(ア) 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり、人的被害が予想される地域

(イ) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きい地域

(ウ) 避難路を断たれる危険がある地域

(エ) 爆発災害が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(オ) 有毒ガス等が大量に流出し危険が予測される地域

(カ) その他災害状況により危険と認められる地域

ウ 避難誘導

市長又は区長は、消防、警察、消防団等の関係機関の協力を得て、次の事項を避難対象者に示し、組織的な避難誘導を行う。

(ア) 避難場所の名称及び所在地

(イ) 避難の理由（災害危険度等）

(ウ) その他必要となる事項

エ 避難者の収容

災害の状況、規模等により、避難者を一時収容する必要がある場合は、市立学校等の公共施設に収容する。

(3) 避難場所

避難場所は、周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対して安全な場所とする。

2 川崎市の避難対策

(1) 避難の措置

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認める場合、避難の指示を行う。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

(2) 避難の方法

特定事業所の大規模な火災・爆発及び震災時等広域的な災害においては、行政と住民等が一体となって対処するという基本理念から、次の避難方式をとる。

ア 一時避難

特定事業所における大規模屋外タンク等の火災・爆発又は有毒ガスの漏洩により付近住民に危険が及ぶと認める場合は、公園・大規模な空地等安全な場所に避難させる。

イ 広域避難

震災等により、広域的な災害が発生し周辺地域住民に危険が及ぶと認める場合には、安全である直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等に避難させる。

ウ 特別避難

特別防災区域内で、島部と連絡する橋梁等が災害により使用できず、内陸部と島部間の連絡が途絶した場合は、次の避難を行う。

(ア) 集合場所

在島者の状況を、ヘリコプター等により情報収集するとともに、船舶の係留位置及び港湾施設の被害状況等を考慮して集合位置を指定し、在島者には、神奈川県石油コンビナート等防災無線、川崎市防災行政無線、メール、ヘリコプター、広報車等を活用し、伝達を徹底する。

(イ) 避難用船舶

市長は、災害状況及び態様等に応じ、関係機関と協議の上、横浜海上保安部(川崎海上保安署)へ救助を要請するとともに、本市及びその他の関係機関保有船舶等により避難を実施する。

なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。

(ウ) 避難先

避難先は、災害状況、気象状況を勘案し、被害のない内陸部又は東京湾内の他の港とする。

エ 屋内退避

屋内にとどまる方が、避難所等への避難よりも、危険性が少ないと考えられる場合は、屋内に避難する。

(3) 避難の誘導方法

市長は、防災関係機関と緊密な連携をとり、次により安全かつ迅速に住民等を避難場所に誘導する。

- 避難に際しては、人身の安全を最優先とする。
- 災害の状況等を考慮し、危険の及ばない幅員の広い道路を経由する。
- 危険個所には、表示、縄張り等をし危害の防止をする。
- 道路沿いの要所等には、誘導員を配置する。

(4) 避難場所

避難場所は、周辺に危険物が少なく、火災の延焼等に対し安全な場所とする。

ア 公園・大規模な空地等安全な場所

イ 危害の及ばない直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等

(5) 今後の取組み

特別防災区域内の避難対策をより実効性の高いものとするため、住民及び企業とのネットワーク化を図り、避難計画等について具体的な検討を進める。

第3節 第三管区海上保安本部の避難対策

災害が発生し、又は発生が予想され、港内在泊船等に被害が及ぶおそれのある場合は、次の措置を行う。

1 船舶の避難

- (1) 警戒海域の設定
- (2) 警戒海域及びその周辺海域の船舶に対する移動命令、入港制限、避難勧告等の実施
- (3) 東京湾海上交通センター等による船舶の動静把握と航行管制の実施
- (4) 巡視船艇による警戒、誘導等による安全、迅速な避難の実施

2 海上避難

防災本部等から住民等の避難輸送について要請があった場合は、巡視船艇により速やかにこれに応ずる。

第4節 特定事業所等の避難対策

1 避難の措置

事業所長等避難命令を行う者は、火災、爆発等の災害が拡大し従業員等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、避難の指示を行う。

2 避難の方法

- 避難命令を行う者は、避難に際し、避難人員の把握に努めるとともに、相互に連絡を密にして、災害の状況に応じ、冷静な判断に基づいて誘導する。
- 避難者は、避難命令を行う者の指示に従って混乱なく行動する。
- 避難に際し、災害の拡大防止のため、関係施設の安全措置を講じておく。
- 事業所内のタンクローリー、トラック等の危険物車両及び栈橋に接岸中の船舶は所管部門の責任者の判断により、安全な場所に誘導退避させる。

3 避難場所

- (1) 周辺に危険物が少なく、火災の延焼、津波による浸水等に対して安全な事業所内外の場所
- (2) 災害拡大時には、関係市の避難計画に定める避難場所

4 扇島における孤立化対策

扇島は、災害発生時等の緊急時には孤立化のおそれがある。

このため、扇島地区の特定事業所等は防災関係機関と協力し、首都高速道路湾岸線の活用も含めた孤立化対策の推進に努める。

資料 8－1 避難場所・避難所一覧表

第7章 緊急輸送対策

第1節 緊急輸送路等の確保

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要がある、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送路の確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要がある、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

b 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知及び要請を速やかに行う。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請する。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがある時は、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。

イ 自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。

ウ その他

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確

保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行う。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集する。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて市町村の協力を求める。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国等

(ア) 国土交通省関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに道路モニター等からの道路情報の収集に努める。

この情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の処置を行い緊急輸送路の確保に努めるとともに、応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示する。その場合、緊急輸送路の確保を優先する。

(イ) 中日本高速道路㈱、東日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱は、災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次により災害応急対策を実施する。

- 県、市町村等の防災関係機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行う。
- 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。
- 災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。
- 災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力する。

(ウ) 首都高速道路㈱

首都高速道路㈱は、災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。

- 災害が発生したときは、首都高速道路㈱は、県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。
- 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

- 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じる。
- 県、関係市及び関係防災機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行う。

イ 県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努める。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行う。

さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行う。

ウ 関係市

関係市は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図る。

エ その他

- 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

(4) 航路の障害物除去

- 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、防災本部等に報告するとともに、障害物除去等に努める。
- 関東地方整備局は、開発保全航路（非常災害時に緊急輸送船舶の交通を確保するための緊急確保航路を含む）について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、防災本部等に報告するとともに、障害物除去等に努める。
- 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがある時は、その旨を防災本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

- 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、防災本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行う。
- 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(6) 海上交通安全の確保

- 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれがある時は、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行う。
- 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異状を生じたおそれがある時は、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(7) 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能

を確保する。

(8) ヘリコプター臨時離着陸場の確保

県及び関係市は、災あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

(9) 鉄道の応急復旧等

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、応急復旧等を行う。

第2節 緊急輸送

1 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のとおり確保する。

(1) 車両の確保

ア 県保有車両の利用

イ 「緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼

ウ 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請

(2) 船舶の確保

ア 関東運輸局長に対する調達・あつ旋依頼

イ 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請

ウ 神奈川県水難救済会に対する協力要請

エ 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

(3) 航空機（ヘリコプター）の確保

ア 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

イ 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請

ウ 「災害時における民間航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

(4) 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請する。

2 関係市の緊急輸送

関係市は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつ旋を依頼する。

3 上記以外の防災関係機関の緊急輸送

上記以外の防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

4 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等

- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）
 - ア 上記第1段階の続行
 - イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階（発災後概ね1週間以降）
 - ア 上記第2段階の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

5 緊急通行車両の確認手続

- (1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示
 - イ 消防、水防、その他の応急措置
 - ウ 被災者の救難、救助その他の保護
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
 - オ 施設及び設備の応急復旧
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生
 - キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
 - ク 緊急輸送の確保
 - ケ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置
- (2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次による。

 - 県の保有車両及び調達車両については、知事（危機管理防災課、各地域県政総合センター）が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知する。
 - 知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）が行う。

6 障害物の除去

- (1) 実施機関
 - 関係市は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山（がけ）崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請する。
 - 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行う。県管理の道路、河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て行う。
 - その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行う。
- (2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、概ね次の場合とする。

 - ア 県民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
 - イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

○ 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

○ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

○ 障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てる。

○ 県は、比較的小規模なものについては、土木事務所等において処理し、大規模なものについては、建設業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。

・ 建設業協会等との提携

県は、建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供について土木事務所ごとに、建設業協会支部との協定に基づき、資機材等を確保する。

・ 資機材の生産、販売業者との提携

県（県土整備局）は、応急復旧のための資機材の生産及び販売業者との資機材の優先提供に関する協定に基づき、調達の確保を図る。

・ 調達資機材の集積場所及び人員の集合場所

県（土木事務所）と建設業協会との協定により調達された資機材等の集積場所、又は人員の集合場所は、各土木事務所とする。

また、生産、販売業者との協定に係る資機材の集積場所は、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して県土整備局長が指示する。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から県民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講じる。

資料 10－1 緊急交通路指定想定路線一覧表

第8章 警備・救助対策

第1節 陸上における警備・救助対策

1 県警察の基本方針

県警察は、大規模災害の発生に際しては、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を上げて人命の安全を第一とする迅速・的確な応急対策を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾、民心の安定活動の推進に努め、被災地における治安維持に万全を期する。

2 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

大規模災害の発生と同時に警察本部に警察本部長等を長とする県警察災害警備本部を、警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

3 県警察が実施する応急対策

県警察が実施する応急対策は、概ね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集

- 県警察は、災害警備活動上必要な情報を収集する。
- 県警察は、収集した情報を、必要により防災関係機関に連絡する。

(2) 広報

- 県警察が行う広報は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とする。
- 県警察は、保有する広報資材等を活用して積極的に広報を行うとともに、県、関係市、報道機関等と緊密に連絡して適切な広報を行うよう努める。

(3) 立入の制限等指示又は避難の警告

- 警察官は、石災法第25条により、必要に応じて、自衛防災組織等に対し、人命救助、危険区域への立入の制限、禁止、退去等に関する指示を行う。
- 警察官は、警察官職務執行法第4条により、現場の状況に応じて、その場に居合わせたものに対し、警告を発し、避難等の措置を行う。この場合避難すべき場所を指示する。
- 避難の誘導にあたっては、関係市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資機材を活用して安全を確保するように努める。
- 住民が避難した地域に対しては、パトロールを強化し、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

(4) 救出、救助等

- 県警察は、県、関係市等の防災関係機関と協力して、負傷者の救出、救助に努めるとともに、死体の検視、調査等を行う。
- 県警察は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険個所の監視、警戒等を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 保安及び防犯対策

ア 保安措置

火薬類、高圧ガス、放射性物資、石油類貯蔵施設等大規模災害発生要因を有する施設に対しては重点的に警備部隊を派遣し、警戒線の設定等を実施し、いわゆる危険物災害の予防拡

大防止に努めるものとするほか、金融、経済事犯その他の集団不法事犯に対する措置をとる。

イ 防犯措置

被災地における各種犯罪の未然防止を期するため、警らの実施、検問所、防犯相談所等の設置を図り、自警心の喚起、被災関係者の行方不明者搜索、迷子、死傷者確認に対する便宜供与等の措置をとる。

第2節 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害等が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたる。

1 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知った時は、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

2 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。

3 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。

4 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその搜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

5 緊急輸送

傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

6 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があった時又はその必要があると認める時は、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」（平成18年1月31日国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与する。

7 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をする。

8 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認める時は、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

また、特に必要があると認められる時は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請する。

9 海上交通安全の確保

船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努める。

10 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められる時は、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

11 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

12 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行う。

第9章 医療救護対策

「神奈川県保健医療救護計画」に基づき実施するほか、関係市は特別防災区域内の災害に対応するため、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて地区医師会等の協力を得て救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

また、関係市は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他の防災関係機関に協力を要請するほか、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。

1 横浜市の医療救護対策

(1) 医療救護活動の基本

ア 通常の医療体制で対応可能な場合

災害の状況等から通常の医療体制で対応可能なときは、救急隊による患者搬送を行い横浜市救急医療体制等における医療救護活動を実施する。

イ 通常の医療体制で対応不能な場合

負傷者が多数発生し、災害現場での医療救護活動が必要と判断した場合は、協定締結医療機関、県等に対して医療チーム等の派遣を要請するとともに、医療関係機関と連絡調整を行うため、必要に応じて医療調整チームを設置する。

また、被害の状況に応じて、広域搬送の調整を行う。

(2) 災害状況等の評価

医療調整チームは、医療資源の過不足や負傷者の発生状況など、応急医療を実施するための各種情報を把握、分析、評価したうえで、医療救護体制を確立する。

(3) 医療救護活動

ア 仮設救護所の設置

災害医療活動にあたり必要と認めるときは、災害現場、避難場所等に仮設救護所を設置する。

イ 医療チーム等の要請

(ア) 横浜救急医療チーム（YMA T）の要請

災害現場において複数の重症者や多数の傷病者が発生し又は発生が予想され、若しくは緊急に現場医療活動が必要と判断した場合は、横浜救急医療チーム（YMA T）協定締結医療機関に対して、YMA Tの出動を要請する。

※ YMA T：市内で発生した自然災害、事故災害などにおいて、複数の重傷者や多数の負傷者が発生し又は発生が予想される災害現場に出動し、救命のための的確な医療活動を展開する医師1人、看護師2人による医療チーム

(イ) 災害派遣医療チーム（DMA T）の要請

被害が甚大な場合やさらなる拡大が見込まれる場合等、市内医療機関の応需体制の強化を図るべきと判断した場合は、神奈川県知事に対して、DMA Tの出動及び広域災害救急医療情報システム（EMI S）の運用を要請する。

(ウ) 日本赤十字社救護班の要請

医療救護活動の強化のため、必要に応じて日本赤十字社神奈川県支部に対して救護班の派遣を要請する。

ウ 医療救護隊の要請

避難場所を開設し、巡回診療等が必要と判断した場合は、横浜市医師会及び横浜市薬剤師会に対して、医療救護隊の出動を要請する。

○ 医療救護隊の活動

- ・避難所等で負傷者等の状況把握
- ・主に軽症者に対する応急医療

2 川崎市の医療救護対策

震災時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」「都市災害対策編」を準用し、対応する。

(1) 医療対策

ア 医療救護班の編成

区本部、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。

- ・ 区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成する。
- ・ 川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じて、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班(現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班)を編成する。

イ 医療救護班の出動

(ア) 区本部医療・衛生班の出動指示

市長及び区長は、緊急を要する災害又は地域的災害に対処するため、区本部医療救護班に出動を指示する。

(イ) 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

(ウ) 日本赤十字社救護班の要請

医療救護活動の強化のため、必要に応じて日本赤十字社神奈川県支部に対して救護班の派遣を要請する。

(エ) 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。

ウ 医療救護班の活動内容

- (ア) 応急医療
- (イ) トリアージ
- (ウ) 患者搬送指示
- (エ) 薬剤又は治療材料の支給
- (オ) 看護
- (カ) 助産救護(搬送を医療機関に指示)
- (キ) 死亡の確認
- (ク) 死体の検案

エ 医療救護所の設置

市長及び区長は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況等を勘案して、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置する。

- (ア) 保健福祉センター
- (イ) 地区健康福祉ステーション
- (ウ) 休日(夜間)急患診療所
- (エ) 地域防災拠点
- (オ) 歯科保健センター及び歯科医師会館

なお、その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置することができる。

(2) 救急救助対策

ア 基本原則

(ア) 救急活動は、必要最小限の救命措置を講じ重傷者を優先的に搬送する。

(イ) 救助活動は、傷病者の救出救護活動を優先する。

イ 部隊運用

救急及び救助隊を主体に編成する「大規模救急救助出場計画」に基づき運用する。

ウ 消防指揮本部等の措置

災害現場における指揮体制の確立と関係機関との連携を図るため、消防局に消防指揮本部、消防署に方面指揮本部、災害発生現場に現場指揮本部を設置する。

エ 消防職員の動員

救急救助活動が大規模にわたるときは、災害事態に対応して消防職員の動員を行う。

オ 救急救助活動

災害発生現場における救急救助計画は、傷病者の救出救助、被害拡大防止措置を主体とし、各隊の基本行動は次のとおりである。

(ア) 指 揮 隊

- a 現場指揮本部の設置
- b 活動方針及び応援要請の要否決定
- c 出場各隊への任務及び活動場所の指定
- d 防災関係機関との連絡調整
- e 各種情報の管理
- f 通信統制及び消防警備本部、出動各隊との連絡調整
- g 警戒区域の設定管理

(イ) 情 報 隊

- a 二次災害予防情報収集
- b 災害情報収集及び現場広報
- c 被害及び原因調査

(ウ) 救護所（隊）

- a 現場救護所の設置
- b 現場救護所の統轄運営
- c 傷病者の応急処置及び管理
- d 搬送順位の決定・表示

(エ) 救 急 隊

- a 傷病者の応急措置
- b 医療機関への傷病者搬送
- c 傷病者の医療機関収容状況の確認、報告

(オ) 救 助 隊

- a 被害拡大の防止措置
- b 傷病者の救出救護
- c その他の下命事項

(カ) 担 架 隊

- a 災害発生現場から現場救護所への傷病者搬送
- b 傷病者の応急措置
- c その他の下命事項

(キ) 補 給 隊

a 救急薬品、救助用資機材の緊急搬送、補給管理

b その他の下命事項

(7) 航空隊

下命事項

カ 救急救助資機材の整備

大規模な救急救助活動に対応するため、救急救助車両の整備強化に併せて破壊器具、救急資機材等の充実を積極的に推進する。

資料 8－2 災害医療拠点病院一覧表

11－30 神奈川県医師会救護隊規程

11－31 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

第10章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動

「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第4章第5節」に基づき実施する。

第11章 応援要請

第1節 自衛隊に対する災害派遣要請

1 派遣要請

関係市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。

この場合、必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。なお、関係市長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知する。

関係市長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知する。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をする。なお、関係市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を知事に通知する。

2 災害派遣要請の範囲

知事は、災害の規模や収集した被害情報及び関係市の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請する。

要請の範囲は概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療・救護・防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議が整ったもの

○ 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- ・ 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

担当区域	要 請 先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政通信網
県内全域	東部方面混成団長	東部方面混成団 横須賀市御幸浜 1－1 046(856)1291／9-486-9201 内線 (420/448)
	第 1 師団長	東京都練馬区北町4－1－1 03(3933)1161／9-485-9201・9 内線 (2752)
	東部方面総監	東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線 (2256)

- ・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合

担当区域	あ て 先	担当窓口／所在地 N T T 電話／防災行政通信網
県内海岸地域	横須賀地方総監	横須賀地方総監部防衛部 オペレーション室 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地 046(822)3500／9-637-9201・9 内線 (2222/2223) 046(823)1009 (FAX)
県内全域 〔主として航空 機を必要とす る場合〕	第 4 航空群司令	第 4 航空群司令部 綾瀬市無番地 0467(78)8611/9-490-9201・9 内線 (2245/2246)

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた関係市が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとする。

- ・ 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と関係市が協議する。

第 2 節 その他の機関に対する応援要請

1 国及び他の道府県等に対する応援要請

- 知事は、必要があると認める時は、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。同様に、関係市長は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請する。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣を要請（あっ旋）する理由
 - ・ 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
 - ・ 派遣を必要とする期間
 - ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 知事は、関係市長の要請又は自らの判断により、次のとおり、各機関の長に対し対して広域応援の要請を行う。
 - ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第 60 条〕
 - ・ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等〔消防組織法第 44 条〕、発生した災害の応急対策の実施について専門的知識を有する者〔石油コンビナート等災害防止法第 28 条〕）
 - ・ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
 - ・ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請
 - 関係市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町村長に対して応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請するほか、「消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する。
横浜市及び川崎市は、「東京湾消防相互応援協定」に基づき、災害の状況に応じて東京湾沿岸の協定都市等（横浜市、川崎市、東京都、千葉市、市川市）へ応援を要請する。
 - 知事は、特に必要があると認める時は、関係市長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し関係市を応援するよう指示する。

2 自衛防災組織又は共同防災組織への協力要請

関係市長は、自衛防災組織又は共同防災組織に対し、災害の応急措置について必要に応じて協力を要請する。

3 その他

- 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行う。
- 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請する。
- 県が九都県市首脳会議の構成都県市への応援要請を行うにあたり、九都県市は共同運営による応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行う。
- ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるよう努める。

- 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

資料	9－	1	横須賀地方隊所属支援船一覧表
	9－	2	東京湾沿岸石油コンビナート等特別防災区域
11－	16		九都県市災害時相互応援に関する協定
11－	17		震災時等の相互応援に関する協定
11－	18		全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
11－	24		神奈川県下消防相互応援協定
11－	25		東京湾消防相互応援協定書
11－	26		横浜海上保安部と横浜市消防局との業務協定
11－	27		横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定
11－	28		扇島に関する消防業務協約

第12章 災害救助法の適用

- 1 関係市長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認める時は、知事に対しその旨要請する。
- 2 知事は、関係市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

第13章 生活関連施設の応急復旧活動

「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第4章第9節」に基づき実施する。

- 資料 12-10 東京電力㈱パワーグリッドの応急活動対策
12-11 東京ガス㈱の応急活動体制
12-12 東日本電信電話㈱の応急活動体制
12-13 上水道事業者の応急活動体制
12-14 下水道管理者の応急活動体制

第14章 原子力災害応急・復旧対策

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編第2章及び第3章」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編第2章及び第3章」に基づき実施する。

第6編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 総則

第1節 趣旨

従前から切迫性が懸念されてきた東海地震については、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震予知を前提とした対策が講じられてきたが、平成29年にこの対策が見直され、南海トラフ地震を対象とした対策に転換することとなった。

平成29年11月から、「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなった。

平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下、ガイドラインという。）」が公表された。

また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。

そこで、本県の石油コンビナート等特別防災区域について、国のガイドライン等を踏まえ、その地震の発生に備えて、本計画に定められた事項に準じて、必要となった防災対応を行うよう努める。

第2節 南海トラフ地震の警戒態勢とその実施

1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、「半割れケース」という。）の概要

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合である。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合である。

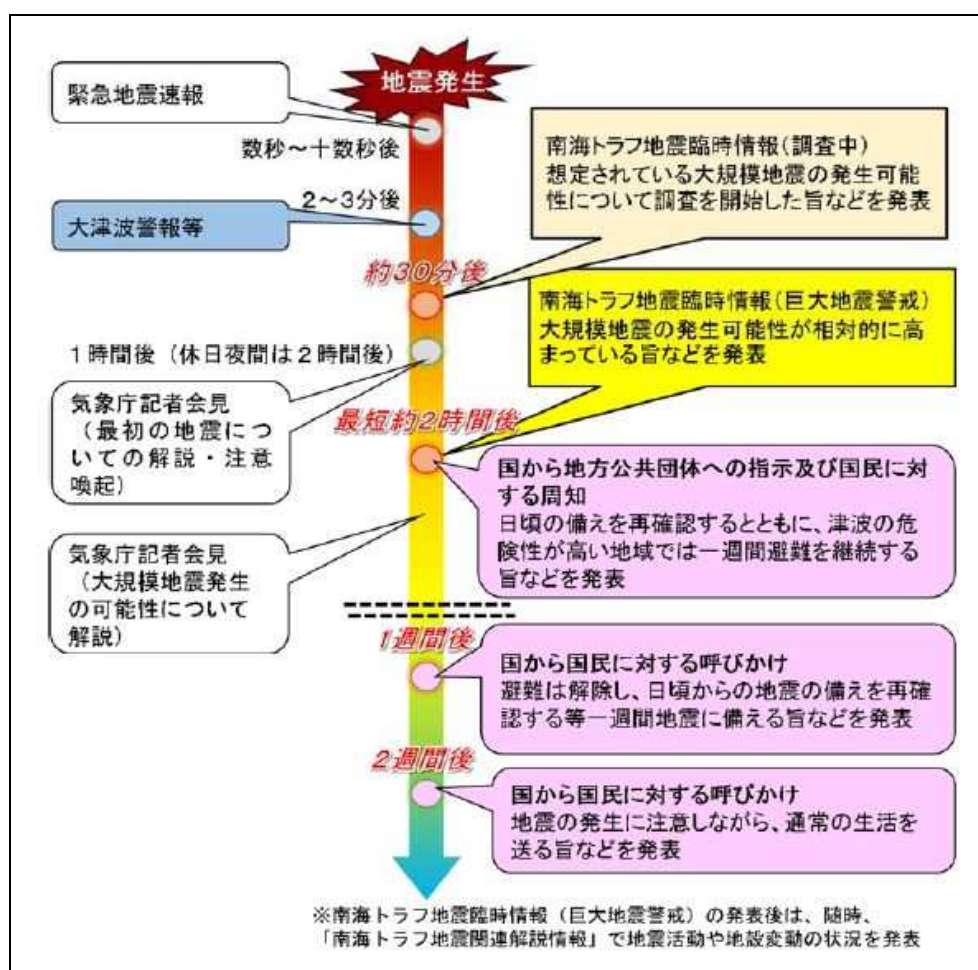
2 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

○ 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

- その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行なう。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくり滑りケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月（一部改定）、内閣府）】



3 臨時情報に対応した県市の災害対応体制

(1) 県の体制

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、県防災本部の配備基準に基づいて、下記のとおり防災体制をとる。

なお、県は、現に地震や津波等が発生している場合や大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合には、本計画の「第5編 災害応急対策計画」の記載に基づき災害対応に当たる。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

通常体制にて情報収集をする。

- イ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
通常体制をとる。
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
災害対策本部体制（第一次）をとる。
 - エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
応急体制（第一次）をとる。
※ただし、巨大地震警戒の続報として出た場合は、災害対策本部体制を維持する。
 - オ 巨大地震注意発表後、1週間経過した場合
・注意措置を解除し、通常体制にて情報収集をする。
- (2) 市の体制
- 市は、各市の地域防災計画等に基づき、後発地震の発生に備えた防災体制をとる。

第2章 予防対策計画

第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、地震防災応急計画等を修正または作成し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

(1) 計画等を策定すべき事業所

- ア 石災法第2条に規定する特定事業所
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所
- ウ 消防法第14条の2第1項に定める「予防規程」を定めなければならない事業所
- エ その他、防災関係機関が計画等の策定の必要を認めた事業所

(2) 計画等の内容

特定事業所等が作成する地震防災応急計画等については、各指導機関が定める基準等によるものとし、南海トラフ地震臨時情報に対応して、必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。

地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。

ア 地震防災応急組織及び動員に関すること

事業所の機構及び実態に応じて、応急措置が確実かつ系統的に実施できる組織を定める。

特に、通常勤務体制時と夜間、休日体制時に分けて整備するよう努める。

- (ア) 応急措置を行うための組織編成及び業務分担の明確化
- (イ) 応急措置業務責任者不在時における代行者の指定
- (ウ) 動員を要する職員の範囲、南海トラフ地震臨時情報発表時における自主参集方法等の明示

イ 南海トラフ地震臨時情報の受伝達に関すること

南海トラフ地震臨時情報の受理体制及びその内容を全従業員に確実かつ速やかに周知させる伝達系統及び方法について定める。

ウ 危険物、高圧ガス施設等の運転及び作業の停止等に関すること

地震発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、危険物、高圧ガス施設等については、緊急に停止した場合に危険が発生する施設を除いて、操業の停止若しくは制限することを原則とし、各施設の実態を十分配慮した具体的措置の手順方法を定める。

エ 緊急停止措置に係る免責規定

地震発生時に装置等を緊急停止する場合における免責規定を準備する。

オ 危険物施設等の安全措置に関すること

- (ア) 屋外危険物タンクの液面の平均化
- (イ) 装置、配管等のバルブ類の閉止
- (ウ) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置

カ 事業所構内の一般的制限措置等に関すること

- (ア) 火気使用施設等の使用の停止及び制限措置
- (イ) 協力会社等の工事の中止及び制限の指示とその場合の安全措置
- (ウ) 事業所構内の出入制限及び関係者以外の者に対する対処、避難誘導措置
- (エ) タンクローリー、船舶等の退避等の措置

キ 施設・整備及び防災資機材等の整備点検に関すること

- (ア) 緊急停止装置及び緊急しゃ断弁等の緊急制御装置
- (イ) 散水設備、除害設備、ガス漏れ検知警報等設備等の保安設備

- (ウ) 放送設備、無線設備等の通報設備
- (エ) 防災上重要な設備に係る非常用電源設備等
- ク 自衛防災組織等に関すること
 - (ア) 消防車両等自衛消防組織の警戒配備
 - (イ) 貯水槽その他の消防用設備等の機能確認
 - (ウ) その他の防災資機材等の確認配備
- ケ 関係事業所等との連携協力に関すること
関係事業所等との連絡及び相互協力事項について定める。
- コ 地震防災に関する教育、広報及び訓練に関すること
職員（協力会社職員も含む。）に対する定期的な教育及び訓練の実績について定める。
なお、周辺の地域住民への広報についても定めておくよう努める。
- サ その他の必要事項

2 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

特定事業所等は、職員及び協力会社の職員に対し、事業所全体又は各所属を単位として、南海トラフ地震臨時情報の応急措置をはじめとする必要な防災教育を、年間教育計画を定めて実施する。

(2) 防災訓練

特定事業所等は、地震防災応急対策について円滑な実施を図るため、年間計画を定めて、事業所全体又はそれぞれの応急措置等について訓練を実施する。

また、特定事業所等は、防災関係機関、特別防災区域協議会及び共同防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域全体の防災体制の強化に努力する。

第2節 防災関係機関

防災関係機関は、独自に又は他の機関と協力して、地震防災上必要な教育、広報及び訓練を実施する。

1 防災教育及び広報の実施

(1) 防災関係機関の職員に対する教育

県、関係市等の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報を受けた応急対策を的確に実施するため、それぞれの職員に対し、必要な防災教育を実施する。

(2) 特定事業所等に対する教育及び広報

県、関係市等の防災関係機関は、特定事業所の防災管理者等に対し、研修会、講習会等を利用して、定期的に又は随時に防災に関する必要な事項を実施する。

また、地域住民等に対しては、南海トラフ地震臨時情報の発表時にとるべき石油コンビナート等防災対策の内容について周知を図るため、日頃から広報に努める。

2 防災訓練の実施

県、関係市等の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報発表時における地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、独自に又は合同で定期的に防災訓練を実施する。

第3章 地震防災応急対策

第1節 石油コンビナート等防災本部の活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）における地震防災応急対策に係る組織は、第2編防災組織第1章防災本部に定める防災本部による災害時対応に準じた活動体制とする。

1 防災本部

(1) 本部員の招集

防災本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県庁内の災害対策本部室に本部員を招集する。この場合、県災害対策本部と一体となった運用を図る。

(2) 合同本部会議の開催

防災本部会議を開催する場合は、県災害対策本部と合同で会議を開催し、統一的かつ、総合的な地震防災応急対策等を実施する。

(3) 防災本部事務局

防災本部の事務は県災害対策本部と統一的に実施する。

2 現地本部

(1) 設置

防災本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関係市に現地本部を設置する。

(2) 運営

ア 合同本部会議の開催

現地本部長は、現地本部員を招集し、現地本部会議を開催する場合において市災害対策本部と一体的運用を図ることが必要と認めるときは、合同本部会議を開催する。

イ 現地本部事務局

関係市の現地本部事務局は、それぞれの市災害対策本部の事務局と統一的に実施する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報の受伝達及び広報

1 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

県は、指令情報室設置のNTTFAXにより、その内容を関係機関に伝達するとともに、石油コンビナート特定事業所等についてFAX一斉同報送信を行うとともに、石油コンビナート等防災相互無線により、音声連絡する。

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された後の周知

ア 県は、関係機関と連携して、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

イ 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。

第3節 特定事業所の地震防災対応

特定事業所は、すでに平成25、26年に県が実施した防災アセスメントの結果を踏まえ、南海トラフ地震を想定した津波対策をとることが定められており、すでに本計画の「第4編 災

害予防計画」に事業所が行うべき内容が盛り込まれているので、特定事業所はこれに従い対策を実施する。加えて、地域防災計画や国のガイドラインの趣旨も踏まえ、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行う。

1 巨大地震警戒対応（半割れケース）

- (1) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日ごろからの地震への備えを再確認する。
- (3) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。
- (4) 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の企業活動を行う。

2 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

- (1) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日ごろからの地震への備えの確認などの対応を行う。
- (3) 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の企業活動を行う。

第4節 関係機関が行う防災対応

1 県警察が実施すべき対応

県警察が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施する。

ア 市が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力

イ 各種情報の収集

ウ 関係機関との相互連絡

(2) 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動の要領

エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

オ 不法事案を防止するための正確な情報

カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序維持

南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により社会秩序維持に万全を期す。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、重要施設等の警戒

(4) 道路

- ア 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領を定め、住民に周知する。また、事前避難区域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図る。
- イ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。また、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図る。

2 市（消防機関等）の実施すべき対応

- (1) 市は、本編に定める県の行う対策と連携して、南海トラフ地震臨時情報の種類に合わせて、地域住民への周知や避難行動について必要となる措置をとる。
- (2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講じる措置について、次の点を重点としてその対策を定める。
 - ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

3 放送事業者が実施すべき対応

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。臨時情報が発表された場合、住民に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

4 鉄道事業者等が実施すべき対応

- (1) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を定める。
- (2) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を定める。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施する。

5 その他

その他各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定めるよう努める。

資料 1 4 東海地震に関する事前対策計画